

平成26年第3回定例会決算特別委員会（健康福祉委員会所管）会議録

平成26年9月16日
10時00分～4時48分
全員協議会室

出席者氏名

山形 金也	委員長	椎塚 俊裕	副委員長
大塚 弘史	委員	山宮留美子	委員
深沢 幸子	委員	後藤 光秀	委員
滝沢 健一	委員	坂本 隆司	委員
伊藤 悦子	委員	糸賀 淳	委員
横田 美博	委員	油原 信義	委員
大竹 昇	委員	後藤 敦志	委員
寺田 寿夫	委員	鴻巣 義則	委員
近藤 博	委員	曾根 一吉	委員
桜井 昭洋	委員	大野誠一郎	委員

オブザーバー出席者氏名

岡部 洋文	議長	川北 嗣夫	委員
-------	----	-------	----

執行部説明者

市長	中山 一生	副市長	長岡 一美
健康福祉部長	龍崎 隆	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	渡邊 正一
こども課長	矢口とし子	高齢福祉課長	本谷 壽一

事務局

局長	直井幸男	副主査	塚本裕紀
----	------	-----	------

議題

- 議案第16号 平成25年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算（健康福祉委員会所管事項）
- 議案第17号 平成25年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第20号 平成25年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第21号 平成25年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第22号 平成25年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第23号 平成25年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

山形委員長

皆さん、おはようございます。前回の決算特別委員会に引き続き、ご出席お疲れさまでございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

はじめに、9月12日に行われました、決算特別委員会の総務委員会所管事項について、発言の申し出がされておりますので、発言を許可いたします。

石引人事行政課長。

石引人事行政課長

近藤議員のご質問で2点答弁していなかった部分がございますので、お答えしたいと思います。

まず、1点目です。参議院選挙における期日前投票率についてでございます。平成25年7月21日執行の参議院通常選挙のうち、茨城県選挙区選出議員選挙における期日前の投票者数は8,572人ございました。全投票者数3万2,954人に対する割合については26.01%でございます。

それから、2点目です。土足で入れない投票所について、どこどこにあるのかというようなご質問でございました。佐貫第四投票所、場所はマンハイム佐貫の集会所を利用してやっております。ここと川原代第一投票所、川原代コミュニティセンター、この2カ所については土足で入れないというような状況になっております。

以上です。

山形委員長

次に、岡野納税課長。

岡野納税課長

先日の決算特別委員会で、大野議員からご質問のあった件についてお答えいたします。

差し押さえの債権の件数につきまして130件、税額合わせて6,705万3,872円とお答えしましたが、その中に給与差し押さえはどれだけ含まれているんだというご質問でした。内訳としまして、給与差し押さえは42件、金額として2,771万2,779円、給与差し押さえ以外、預金等、預金、生命保険などですけれども、こちらが88件、3,934万1,093円。

以上となります。

山形委員長

ありがとうございました。

質問された委員の皆様、いかがでしょうか、大丈夫ですか。

それでは、議案第16号から議案第23号までの平成25年度各会計歳入歳出決算8案件を一括議題といたします。

本日は健康福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から決算特別委員会の運営に当たり一言申し上げます。

本会議における質疑では、「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるができる」と定められております。

ただし、本会議と同様に委員会においても「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と定められております。

また、質疑につきましては、一問一答で行いますので、挙手をして、事業名をお知らせいただくとともに簡潔明瞭をお願いいたします。

さらに答弁者におかれましても、発言の際には、質問内容に対して、的確な答弁をされますようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第16号 平成25年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の健康福祉委員会所管事項について、項目順にご説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

改めまして、おはようございます。本日はよろしくお願いいいたします。

それでは、健康福祉部所管事項についてご説明を申し上げます。

決算書13・14ページをお願いいたします。

中ほど分担金及び負担金です。

民生費負担金です。

1番、地域活動支援センター運営費負担金につきましては、川原代町にある精神障がいに係る地域活動支援センター、これは4市町で委託しております。全体の委託費が1,169万円でございますけれども、そのうち稲敷市、利根町、河内町の負担分の受け入れでございます。

次に、2番、老人施設入所負担金につきましては、松風園入所者の自己負担分、これは7名分でございます。

続きまして、二つ飛びまして、3番、保育所運営費徴収金私立分ということでございます。市内11の私立保育園の現年度の保育料でございます。収納率につきましては97.95%、前年度が96.91%ということで、1ポイント程度の増でございます。

次に、4番、保育所運営費徴収金私立分の滞納繰越分につきましては、収納率が33.87%、前年度につきましては16.27%ということで、かなり増となっております。

次に、5番、保育所運営費徴収金公立分2,857万円につきましては、八原保育所における現年度の保育料でございます。収納率99.33%、前年度が98.03%でございます。

6番、保育所運営費徴収金公立分の滞納繰越分でございます。これにつきましては収納率が64.33%、前年度は29.55%でございます。

次に、7番でございます。日本スポーツ振興センター災害共済負担金でございます。これにつきましては公立保育所入所者に係る傷害保険掛金の保護者の負担分でございます。136人分でございます。

次に、衛生費負担金でございます。

1番、病院群輪番制病院運営費負担金でございます。夜間、日曜、祝日の診療を輪番で担当するというので、牛久愛和総合病院、美浦中央病院、つくばセントラル、龍ヶ崎済生会の4病院で輪番しております。構成市町村が牛久、稲敷、河内、美浦村、そして龍ヶ崎の5市町村でございます。その4市町村分の負担金でございます。

2番、小児救急輪番制病院運営費負担金につきましては、小児に係る夜間、日曜、祝日の診療の輪番でございます。牛久愛和、東京医大、つくばセントラル、龍ヶ崎済生会の4病院で輪番しております。構成市町村は6市町でございます。このうち5市町村の負担金の受け入れでございます。

次に、3番目、養育医療給付事業費負担金ということで、これにつきましては平成25年度から行っている事業でございます。県からの権限移譲によりまして行っている事業で、養育医療というのは身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を公費により助成する制度でございます。その自己負担分8名分でございます。

続きまして、ページ15・16ページでございます。

使用料、民生使用料でございます。

1番、総合福祉センター使用料1万3,500円につきましては、60歳未満の方の施設使用料45人分でございます。

続きまして、2番、総合福祉センター施設目的外使用料につきましては、自販機の電気代設置料、公衆電話ボックスNTT電柱の設置料、それと社協職員の駐車場の使用料でござ

ざいます。

3番、ふるさとふれあい公園使用料27万1,300円につきましては、陶芸の窯の使用料で
ございます。

4番、ふるさとふれあい公園施設目的外使用料につきましては、自販機電気代及び設置
料、東電柱の設置料でございます。

5番、地域福祉会館施設目的外使用料につきましては、同じく自販機の電気代、設置料、
社協職員の駐車場の使用料でございます。

6番、ひまわり園施設目的外使用料につきましては、社協職員の駐車場の使用料でご
ざいます。

次に、児童福祉使用料でございます。

1番、さんさん館保育ルーム使用料につきましては、同保育ルームで一時的に児童を預
かるリフレッシュ保育の使用料でございます。

2番、さんさん館施設目的外使用料につきましては、自販機電気代、設置料及び売り上
げでございます。

3番、保育所施設目的外使用料につきましては、まつやま中央保育所、まつやま大宮保
育所、八原保育所、ときわ保育園の4施設に係る東電柱、N T T電柱の設置料でござい
ます。

次に、保健衛生使用料でございます。

3番、保健センター施設目的外使用料につきましては、自販機の売上金でございます。

続きまして、ページのほう、19・20ページでございます。

国庫支出金でございます。

民生費国庫負担金です。

1番、国民健康保険基盤安定等につきましては、低所得者に対して保険税の軽減措置が
行われますが、それに対する市町村への支援措置でございます。2分の1の負担率で国庫
のほうから負担されます。このほか、後ほど出てきますけれども、県のほうからも4分の
1の負担がございます。

2番、特別障がい者手当等給付金1,480万につきましては、精神または身体に著しく重
度の障がいを有する方に対して負担軽減の一助として支給される、特別障がい者手当、障
がい児福祉手当の財源措置としまして、国のほうから負担率4分の3で交付されるもので
ございます。

次に、3番、障がい者自立支援給付費3億4,000万でございます。障がい者介護給付費、
訓練等給付費、更生医療費などの自立支援給付事業に対して2分の1の負担割合で交付さ
れる国庫負担金でございます。これにつきましても4分の1で県の補助もでございます。

続きまして、児童福祉費負担金でございます。

1番、母子生活支援施設措置費でございます。市民の方が県外の同施設で入所措置した
際に市が負担する支出に対しまして2分の1の負担率で国庫負担金が交付されます。

次に、2番、児童扶養手当給付費1億1,000万につきましては、ひとり親家庭等の生活
の安定と児童の福祉増進を目的に支給される児童扶養手当給付額に対しまして3分の
負担率で国庫負担金が交付されます。

次に、3番でございます。障がい児施設給付費2,186万円につきましては、障がい児が
通所施設サービスを利用することによる施設給付費に対しまして2分の1の負担割合で交
付される国庫負担金でございます。県のほうからも4分の1の補助がございます。

4番、児童手当給付費につきましては、中学校修了までの児童を対象に児童手当5,000
円から1万5,000円を支給する事業に対しまして、被用者保険加入者の場合は3歳未満の
場合、国のほうが45分の37と手厚い負担になっております。それ以外の場合には国が3分
の2の国庫負担ということで交付される交付金でございます。

次に、5番でございます。保育所運営費私立分につきましては、同運営費に対しまして
2分の1の負担割合で国庫負担がございます。これにつきましても県の法で4分の1の補

助もごさいます。

続きまして、生活保護費でございまして、9億1,429万円ほどでございまして、国のほうで4分の3の負担割合がございまして、前年度比で申し上げますと8.6%の増となっております。内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきます。

次に、養育医療給付事業費につきましては、同事業の公費負担分の2分の1、これが国庫負担金として交付されるものでございまして、

次に、国庫補助金でございまして、

3番、障がい者地域生活支援事業費につきましては、障がい者の日常生活用具費などの地域生活支援事業に対しまして2分の1の補助率で国庫補助金が交付されます。

4番、セーフティーネット支援対策等事業費243万円ほどにつきましては、生活保護関連のレセプト点検に係る事務処理に対しまして、補助率10分の10で交付されております。

続きまして、2番、母子家庭等対策総合支援事業費225万円につきましては、母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に支給される高等技能訓練促進費に対して4分の3の補助率で国庫補助金が交付されるものでございまして、

続きまして、保健衛生費補助金、感染症予防事業費等でございまして、子宮頸がん、乳がん、大腸がんの無料がん検診事業に対しまして2分の1の補助率で国庫補助されるものでございまして、

21・22ページになります。

下ほどになります。下から4番目になります。幼稚園就園奨励費でございまして、2,398万3,000円ということでございまして、所得状況に応じて保護者の経済的な負担の軽減を目的に交付します就園奨励費に対しまして3分の1の補助率で交付されます。ただし、一定の圧縮を受けるという国庫補助でございまして、

続きまして、23・24ページでございまして、

中ほどです。委託金、民生費委託金の国民年金事務費でございまして、法定受託事務として行っている国民年金に係る事務に対しまして、委託金として国から交付からされるものでございまして、

その下でございまして、特別児童扶養手当事務費でございまして、この手当は精神または身体に障がいがある児童に対して、全額国費で支給するものでございまして、この支給事務について法定受託事務として市が行っております。その事務に対しまして委託金でございまして、

続きまして、県支出金でございまして、

まず、民生費県負担金でございまして、

1番、国民健康保険基盤安定等1億4,586万ほどでございまして、先ほど国庫負担金で説明いたしました、国保税の軽減に対する県の財政支援でございまして、保険者支援分として4分の1、また保険税の軽減分として4分の3の補助率で県が負担となるものでございまして、

2番、障がい者自立支援給付費につきましては、先ほど申し上げた国2分の1に対し、県4分の1の負担分でございます。

3番、後期高齢者医療保険基盤安定等につきましては、これにつきましては国保の制度と同様に低所得者の保険料の軽減措置に対しまして4分の3の負担率で国が負担するものでございまして、

続きまして、児童福祉費負担金でございまして、

母子生活支援施設措置費でございまして、国2分の1の負担に対しまして、ここでは県4分の1の負担でございます。

同様に、障がい児施設給付費につきましても、国2分の1の負担に対して、県4分の1の負担でございます。

次に、3番、児童手当給付費につきましては、被用者保険加入で3歳未満の方に対しては国が45分の37と手厚い補助率だったんですけれども、県のほうは45分の4でございまして、

それ以外の場合につきましては国3分の2に対しまして、県が6分の1負担ということでございます。

4番、保育所運営費私立分につきましては、同様に国2分の1の負担に対しまして、県のほうは4分の1の負担ということでございます。

生活保護費負担金でございます。

通常でございますと、国が4分の3、市が4分の1の負担割合でございますけれども、対象者が居住者が不明などの場合には、市の負担分4分の1を県が肩がわりすることになっております。その分の県負担分でございます。

次に、養育医療給付事業費につきましては、国2分の1に対し、県4分の1の負担分でございます。

続きまして、次のページ、25・26ページをお願いします。

民生費県補助金でございます。

1番、事務処理特例交付金（社会福祉事務分）でございます。身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。

2番、民生委員推薦会につきましては、会議開催に対する県補助でございます。

3番、墓地埋葬等取扱費につきましては、市内で死亡した身元不明者の葬祭費に対しまして、県10分の10の補助でございます。

4番、地域ケアシステム推進事業費につきましては、県の事業であります地域ケアシステムに関する補助でございます。

次に、5番、住まい対策拡充等支援事業費でございます。離職者に対する住宅手当の緊急特別措置事業に対します県の補助でございます。10分の10の補助割合でございます。

6番、障がい者地域生活支援事業につきましては、国2分の1の補助に対しまして、県4分の1の補助分でございます。

7番、老人クラブ助成費88万円につきましては、各老人クラブ55クラブへの県補助でございます。

8番、老人クラブ連合会助成費20万につきましては、連合会への県補助でございます。

続きまして、10番、11番、医療費助成事業費医療費分及び事務費分につきましては、いわゆるマルフクに対する県の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

12番、緊急雇用創出事業交付金（小児マルフク拡大事業分）につきましては、緊急雇用創出事業でございますけれども、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿をつくり出す事業ということで、マルフク所管の保険年金課の臨時職員の雇用に対して補助を受けております。

次に、児童福祉費補助金でございます。

在宅障がい児福祉手当支給事業費につきましては、在宅の心身障がい児の介護に当たる保護者へ支給する在宅心身障がい児福祉手当支給に対しまして2分の1の補助率で県の補助金が交付されるものでございます。

4番、子育て支援体制緊急整備事業費につきましては、私立保育所の3歳未満児の保育体制の整備に充てるために10分の10の補助率で補助金が交付されております。

続きまして、5番、特別保育事業費につきましては、私立保育所の延長保育、病児・病後児保育事業などに対しまして3分の2の補助率で補助金が交付されております。

続きまして、6番、事務処理特例交付金（児童福祉事務分）でございます。私立保育所の実地検査などに係る県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。

7番、すこやか保育応援事業につきましては、保育所に入所している2人目の3歳未満児の保育料に対して2分の1の補助率で県から補助金が交付されます。

8番、安心子ども支援事業費（保育サービス支援等分）でございます。これにつきましては、まつやま大宮保育所、なないろ保育園の施設整備及び保育士等処遇改善臨時特例事業に対しまして県から補助を受けたものでございます。

10番、安心子ども支援事業費（子育て環境整備分）でございます。これにつきましては、

私立保育所の地域子育て支援センター事業、一時預かり事業などに対しまして2分の1の補助率で県から補助金が交付されております。

次に、災害救助費補助金でございます。

被災住宅復興支援利子助成費につきましては、県の制度でございます3・11の震災で被災した住宅の復興支援利子助成制度に基づきまして、1%の利子補給分の補助でございます。実績として8件あったということでございます。

次に、衛生費県補助金でございます。

1番、献血推進事業費につきましては、事業費の2分の1の補助率でございます。

続きまして、2番、小児救急輪番制病院運営費につきましては、輪番制運営費の2分の1の補助率で県補助があったところでございます。

3番、健康増進事業費につきましては、健康相談や肝炎ウイルス、骨粗鬆症事後指導などに対しまして3分の2の補助率で補助金が交付されます。

4番、地域自殺対策緊急強化事業費につきましては、講演会開催に伴う諸経費に対し10分の10の補助率での補助でございます。

7番、緊急雇用創出事業交付金（歯周疾患検診事業分）でございます。平成25年度からの新規事業となります歯周疾患検診に係る臨時職員の雇用につきましては、緊急雇用創出事業により実施したところでございます。その補助金でございます。

8番、安心子ども支援事業費（育児支援家庭訪問分）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業、これは赤ちゃん訪問及び養育支援訪問事業に対しまして10分の10の補助率での補助でございます。

9番、予防接種後健康状況調査事業交付金につきましては、BCGの集団接種後の健康状況調査に対する交付金でございます。

続きまして、ページ29・30ページになります。

中ほどにございます、民生費の委託金でございます。

国民基礎調査費でございます。所得状況また貯蓄の状況などを調査対象とします、厚生労働省所管の国民生活基礎調査に対する委託金でございます。

続きまして、財産収入に入ります。

次のページをお願いいたします。31ページ、32ページでございます。

上から3番目でございます。8番、地域福祉基金利子といたしまして25万8,399円の歳入ということでございます。

続きまして、次のページ、33・34ページをお願いいたします。

中ほどで1番、災害特別援護資金貸付金元金収入26万7,000円につきましては、2009年の竜巻被害者に対する貸付金の償還金でございます。3人分の収入分でございます。お一人が収入未済となっている状況でございます。

次に、一つ飛んで下でございます。地域総合整備資金貸付金元利収入でございます。

これにつきましては、介護老人保健施設けやきの郷建設並びに龍ヶ崎済生会病院建設に際し、地域総合整備資金の貸し付けに対しまして返済でございます。

続きまして、35・36ページをお願いいたします。

民生費の受託事業収入でございます。

公立保育所入所受託収入136万円につきましては、八原保育所において他市町村から受け入れた児童に係る受託収入でございます。6人分の受け入れでございます。

続きまして、雑入の納付金でございます。

2番、医療福祉費第三者納付金につきましては、交通事故など、第三者行為に対する求償分でございます。

その下、3番、医療福祉費高額療養費等納付金につきましては、マルフク該当者が高額療養費の支給を受けた場合、マルフクが立てかえた金額分を各医療保険者から納付を受けたものでございます。

続きまして、その下です。団体支出金の中の一番下です。

11番、県後期高齢者医療広域連合特別対策補助金でございます。後期高齢者医療加入者の肺炎球菌ワクチンの接種助成に対する補助でございます。

次に、雑入でございます。

一つ飛びまして、1番、保育所職員給食費負担金につきましては、八原保育所職員の給食費負担金でございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、37・38ページでございます。

上から2番目になります。8番、医療福祉費返還金につきましては、マルフク資格の喪失した後に受診した方に対する返還及び診療報酬の返還金でございます。

その下、生活保護費返還金582万円余りにつきましては、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や不正な手段で保護を受けた場合の返還金でございます。調定ベースでは156件ございますけれども、今回の収入分については42件分の収入でございます。残りの114件分、金額にしまして1,300万余りにつきましては、収入未済となっている状況でございます。

次に、ずっと下にいただいていただきまして36番、総合福祉センター食事料につきましては、1食350円の22食分ということでございます。

その下37番、緊急通報装置設置者負担金につきましては、その設置手数料7,000円の17人分でございます。

41番でございます。子育て支援センターCD等売払収入につきましては、さんさん館で作製したCDの売払収入でございます。

続きまして、その下42番でございます。公立保育所現場実習費につきましては、大学などからの実習生の受け入れ費でございます。16人分でございます。

43番、健康教室等参加者負担金につきましては、骨粗鬆症予防講座時の試食にかかる負担金等でございます。

44番、健康診査受診者負担金574万円余りにつきましては、各種の健康診査受診にかかる自己負担金でございます。

45番、妊婦教室参加者負担金につきましては、妊婦教室の際のテキスト代でございます。66人分でございます。

続きまして、次のページをお願いします。

中ほどになります。83番、被災住宅復興支援利子助成補給金返還金につきましては、助成の対象となった改修工事の中で助成の補助対象外の項目分があったことから、その対象外の項目分につきまして返還いただいたところでございます。

続きまして、95番でございます。児童扶養手当返還金につきましては、資格喪失手続の遅れなどによりまして、過払いとなったものについての返還金でございます。

続きまして、市債のほうに入ります。

民生被災でございます。

県災害援護資金貸付金250万円につきましては、東日本大震災に係る住宅修繕等に対する貸付金でございます。1件の申請でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

87ページ、88ページをお願いいたします。

民生費、社会福祉総務費でございます。

9000番、保健福祉総合推進事業につきましては、市の保健及び福祉に関する政策について審議いただいた諮問機関でございます。保健福祉総合推進協議会にかかる事務経費が主なものでございます。主なもの、委員への報酬でございます。

次に、9100番、職員給与費（社会福祉）につきましては、社会福祉課12人分の給与でございます。

9200番、社会福祉事務費につきましては、福祉有償運送のあり方について協議する、福祉有償運送等運営協議会の運営にかかる経費と、そのほかに社会福祉課内での一般的な事

務費でございます。

9300番、国民健康保険事業特別会計繰出金6億1,865万ほどにつきましては、前年度比で6.9%の増になっております。内容につきましては、特別会計のほうで詳しく申し上げます。ここでは課題となっております、いわゆる歳入と歳出の差額を調整する赤字補填分、これにつきましては前年度より2,300万ほど増となって、8,840万と赤字補填分はなっております。

次に、9400番です。民生委員等関係経費につきましては、報酬が民生委員推薦会委員の報酬でございます。

続きまして、ページ89・90ページをあけていただきまして補助金でございます。補助金につきましては、民生委員児童委員の地域福祉活動に対する補助でございます。1人年額6万円、118人分でございます。

続きまして、一つ飛びまして、9600番でございます。行旅死病人等一時援護事業につきましては、身元不明者の埋葬料、葬祭費などの経費でございます。消耗品につきましては火葬の際のひつぎとか骨つぼです。手数料については火葬代、埋葬料でございます。

続きまして、9700番でございます。遺族等援護事業でございます。

はじめに、前のページをごらんいただきたいと思うんですけども、繰越明許ということで142万円繰り越しになっております。これにつきましては、忠魂碑の修繕費補助金につきましては、台風の影響などによりまして25年度実施できず、26年度に繰り越したものであります。そのほかの主なものとしたしましては、追悼式にかかる経費でございます。消耗品につきましては祭壇献花用の生花です。使用料、賃借料については追悼式の祭壇の賃借料ということでございます。

次に、9800番でございます。社会福祉協議会助成費でございます。市社会福祉協議会補助金につきましては、人件費に対する補助でございます。障がい福祉サービス事業費につきましては、障がい福祉サービス事業所でありまして、あざみに対する補助でございます。自立支援給付の歳入のみで足りない部分の補助でございます。

続きまして、9900番、地域福祉推進事業でございます。これらは全て社会福祉協議会への支出となっております。地域福祉の担い手でありまして社会福祉協議会が実施します、地域福祉に資する各種事業に対し、委託料、補助金、交付金を交付しております。

はじめに、地域ケアシステム推進事業につきましては、各機関がチームを組んで制度でカバーできない方への支援を行うものでございます。

ふれあいのまちづくり事業につきましては、ふれあい広場などの福祉イベントや手話などの講座などを行う事業でございます。障がい者自立化支援事業につきましては、障がい者の自立支援として福祉の店等の事業を展開しております。在宅福祉サービスセンター事業につきましては、日常生活に支障のある方に有償在宅福祉サービス派遣を行っているものでございます。地域福祉活動推進事業は、各地域の福祉活動と社協職員がかかわる、ふれあいネットワーク事業への補助でございます。交付金ボランティアセンター活動事業につきましては、同センターの活動に対する交付金でございます。

続きまして、10000の番号、住宅支援給付事業でございます。当事業は住宅を喪失している方、喪失するおそれのある方に対しまして、住宅の確保及び就労機会の確保を支援する制度でございます。

次のページお願いいたします。91ページ、92ページでございます。

主な支出でございますけれども、委託料、面接相談等事務につきましては社協に委託をしております。扶助費につきましては、住宅手当11人分の支出でございます。

続きまして、10050番、見守りネットワーク事業でございます。平成25年1月に立ち上げた同事業の推進に係る事務経費でございます。報償費はネットワーク参加者を対象としました講演会の講師謝礼でございます。印刷製本費につきましては、周知に向けたマグネットシートの作成、パンフレットの作成などでございます。

次に、社会福祉施設費でございます。

10100番、総合福祉センター管理運営費につきましては、社会福祉協議会への指定管理委託料でございます。

その下、ふれあいゾーン管理運営費でございます。委託料については、ふるさとふれあい公園の指定管理料でございます。社協への委託でございます。備品購入費につきましては、他目的広場内に仮設トイレ2基を設置したものでございます。

続きまして、10300番、障がい者福祉事業でございます。主なものとしまして、委託料と使用料及び賃借料は障害者福祉システムの保守及び賃貸借料でございます。扶助費につきましては、特別障がい者手当、障がい児福祉手当でございます。償還金につきましては、24年度の補助金の精算による返還金でございます。

続きまして、10400番、障がい者給付訪問調査等事務費でございます。審査会での審査のため、主治医意見書54件分の手数料でございます。

続きまして、10500番、障がい者給付審査会事務費につきましては、給付審査会の運営に係る経費でございまして、委員への報酬が主なものでございます。

続きまして、10600番、障がい者自立支援事務費でございます。

次のページをお願いいたします。93・94ページでございます。

手数料でございます。障がい福祉サービスの審査支払手数料、あるいは障がい者の医療費の審査支払手数料につきましては、国保連、また支払基金のほうへの支出でございます。

続きまして、10700番でございます。障がい者自立支援給付事業でございます。扶助費6億5,936万円ほどの内容でございます。障がい者の介護給付費、これが3億6,000万ほど、訓練等給付費、これが2億800万ほど、障がい者更生医療費、これが6,200万ほどとなっております。償還金につきましては、24年度の補助金の返還金でございます。

次に、10800番、障害者地域生活支援事業につきましては、報酬で非常勤職員報酬は自立支援協議会の委員報酬です。非常勤嘱託職員報酬につきましては、障がい者支援相談員1名の報酬でございます。委託料でございます。生活訓練等（夜間支援）事業につきましては、利根町の障害者デイサービス事業所への委託です。地域活動支援センター運営につきましては、稲敷市に設置をされております、いなしきハートフルセンターと市内川原代町の地域活動支援センター2カ所への委託料でございます。扶助費につきましては、日常生活用具費、日中一時支援、訪問入浴などがございます。

次に、老人福祉費でございます。

11100番、職員給与費（老人福祉）につきましては、高齢福祉課職員4人分でございます。

次に、11200番、老人福祉事務費につきましては、次のページをお願いいたします。95・96ページでございます。

主なものとしまして負担金でございます。広域市町村圏事務組合養護老人ホーム松風園の運営にかかる当市の負担分でございます。補助金につきましては、ハローワーク隣に建設されております特別養護老人ホームの下水管接続について公共下水道区域外接続工事助成金交付要綱により補助するものでございます。補助率が2分の1でございます。

次に、11400番、介護保険事業特別会計繰出金につきましては6億1,600万ほどということで、前年度とほぼ横ばいの状況でございます。内容につきましては、特別会計のほうでご説明をさせていただきます。

次に、11500番でございます。老人保護措置費につきましては、扶助費として松風園に入所している市民10人分の措置費相当分でございます。

次に、11600番、高齢者生きがい対策事業でございます。報償費は、最高齢者100歳到達者、88歳到達者への敬老祝金でございます。補助金では、高齢者生きがい活動として長寿会連合会への補助でございます。交付金につきましては、高齢会の開催等につきまして社協へ交付したものでございます。

続きまして、11700番、在宅高齢者生活支援事業でございます。緊急通報システムの関連経費といたしまして、手数料は設置手数料、委託料はシステムの保守、備品購入では端

末機25台の購入，負担金としてセンター運営費負担金がございます。そのほかの事業として、委託料で交流サロン運営事業として、元気サロン松葉館運営，災害時要援護者管理システムの保守経費などがございます。

続きまして，11850番，介護サービス事業特別会計繰出金につきましては，後ほどご説明をいたします。

12000番，後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては6億663万円ほどということで，前年度が5億8,000万ほどでございますので，2,600万程度の増となっております。内容については後ほどご説明をいたします。

12010番，高齢者福祉計画等改定費でございます。本年度策定します高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画に向けたニーズ調査実施にかかる郵送料でございます。

次に，次ページ，97・98ページをお願いいたします。

12050番，老人保健医療事業につきましては，平成19年度をもって終了しました老人保健の医療給付費補助金等の精算，返還金でございます。

次に，医療福祉費でございます。

12100，医療福祉事業（県補助分）及び12200番，医療福祉事業（単独分）でございます。いわゆるマルフク制度についてでございます。県制度の枠で運営している部分，これが12100番，それ以外で市単独で対象を拡大している部分が12200番となります。補助分では，扶助費は3億8,378万円ほどで，前年度とほぼ同額となっております。単独分の扶助費につきましては6,433万円ほどということで，前年度が4,123万円ほどでございます。2,300万ほど増となっております。これにつきましては，小学校6年生までだった24年度から25年度は中3まで拡大したことによるものと考えております。

続きまして，12300番，高額療養費貸付事業につきましては，支給額の9割を限度に貸し付けを行うという制度でございますけれども，平成25年度が2件，平成24年度が5件ということで，大幅な減少となっております。これにつきましては平成24年度から限度額認定証が外来でも使用可能となったことが要因だと考えております。

続きまして，12450番，職員給与費（医療福祉）については保険年金課所管4人分でございます。

次に，国民年金費でございます。

12500番，職員給与費（国民年金）につきましては，保険年金課職員3人分でございます。

次に，12600番，国民年金事務費につきましては，次のページをごらんいただきたいと思えます。報酬といたしまして，非常勤嘱託職員報酬ということで，国民年金相談員1名の報酬でございます。

次に，児童福祉費でございます。

12700番，職員給与費（児童福祉）につきましては，こども課職員14人分でございます。

次に，12800番，児童福祉事務費につきましては，委託料の児童福祉システム修正につきましては，児童扶養手当の改正に伴うものでございます。工事請負費につきましては青葉荘の解体でございます。負担金につきましては，管外母子生活支援施設運営費として市内居住の母子世帯が茨城県外の同施設に措置したものでございます。

次に，12900番，家庭児童相談事業でございます。主なものとして，こども課に設置している家庭児童相談室の家庭児童相談員2名分の報酬でございます。児童虐待の事案などを中心に協議に当たっております。

次に，13000番，児童扶養手当支給事業でございます。この手当は，母子家庭等への手当でございます。その支給にかかる事務経費でございます。扶助費については前年度と，ほぼ同額でございます。

次のページ，101ページ，102ページをお願いいたします。

13100番，特別児童扶養手当事務費でございます。この手当は重度の障がいのある在宅の二十歳未満のお子さんを養育している保護者に対しまして支給される手当でございます。

その手当そのものは県が行い、市は通知などの事務を行っております。

続きまして、13150番、障がい児施設給付事業についてでございます。障がい児が通所施設サービスを利用することによる施設給付費でございます。扶助費4,411万円ほどですけれども、前年度が3,374万円ほどで31%程度増となっているところでございます。

続きまして、13160番、障がい児支援サービス事業特別会計繰出金につきましては、つぼみ園の特別会計でございます。後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、一つ飛びまして、13400番、子育てサポート利用料助成事業でございます。NPOが行う一時預かり事業に関しまして、保護者負担の一部を市が助成するものでございます。実利用世帯は154世帯でございます。前年度は162世帯という状況でございます。

続きまして、13500番、次世代育成支援対策事業でございます。

次のページをお願いいたします。103ページ、104ページでございます。

需用費の一番上です。印刷製本費につきましては、子育てハンドブックの印刷製本でございます。補助金につきましては、幼児2人同乗用自転車購入費の補助、これは13件、赤ちゃんの駅設置促進に向けた補助、これは1件でございます。

続きまして、13550番、子ども・子育て支援事業でございます。報酬については、子ども・子育て会議委員の報酬でございます。そのほか需用費、役務費については、子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、ニーズ調査を実施した際の事務経費でございます。

続きまして、13600番、子育て支援施設管理運営費についてでございます。さんさん館の管理運営でございます。主なものとしまして、報酬については子育て支援センターの非常勤嘱託職員3人分の報酬でございます。委託料では、ファミリーサポートセンター運営ということで、さんさん館で実施しているファミリーサポートセンターとリフレッシュ保育を実施する保育ルームの2事業について市内のNPOに委託しているものでございます。

続きまして、13700番、第3子支援事業についてでございます。平成21年4月1日から平成26年3月31日までに生まれた第3子以降のお子さんのいる世帯に対して、経済的支援を行う制度でございます。補助金の出産祝金10万円につきましては、99人が対象となっております。すくすく保育助成金、これは保育料の助成ということで61人対象となっております。

次に、13760番、高等技能訓練促進費等事業についてでございます。

次のページをお願いいたします。105・106ページになります。

補助金でございます。母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に支給する補助金でございます。2名の方が対象となっております。

続きまして、13800番、児童手当支給事業でございます。児童手当につきましては、3歳未満につきましては一律、月額1万5,000円、それ以上中学生までは5,000円から1万5,000円、条件によって支給されます。扶助費12億8,299万円ほどにつきましては、延べの児童数で11万8,000人ほどの手当分でございます。

続きまして、14000番、在宅心身障がい児介護事業でございます。扶助費につきましては、在宅の心身障がい児の介護に当たる保護者へ支給する在宅心身障がい児福祉手当でございます。

次に、保育所費でございます。

14100番、職員給与費（保育所）については、保育所職員22名分でございます。

14200番、私立保育所運営費でございます。負担金、私立保育所運営費として8億8,288万円ほど、国2分の1、県4分の1、市4分の1で負担するものでございます。市内私立保育所11園分の支出でございます。対前年度比で約5%の増と、このようになっております。

次に、14300番、私立保育所保育助成事業につきましては、私立保育所で実施される様々な事業に対して補助を行っているものでございます。まず、委託料、子育て支援体制緊急整備事業、これにつきましては3歳未満児に対する保育所機能、質の向上を図るとい

う事業でございます。9園で実施しております。次に、補助金で私立保育所延長保育促進事業は、延長保育に取り組む10園に補助しております。私立保育所施設等整備事業（繰越分）につきましては、まつやま大宮保育所となない保育園の施設整備補助でございます。地域子育て支援センター事業につきましては、乳幼児及び保護者の交流を行う場の開設への補助でございます。5園で実施しております。病児・病後児保育事業については7園で実施しております。一時預かり事業については6園が実施しております。次の私立保育所運営費、私立保育所障がい児保育対策事業、私立保育所保育士増員配置事業、この3事業につきましては、市の単独事業としてサービスの向上を図っているものでございます。その下になります。保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、保育士等の給与改定分に対する補助でございます。

続きまして、14400番、公立保育所管理運営費につきましては、八原保育所の管理運営の経費でございます。報酬の非常勤嘱託職員報酬につきましては、保育士12人及び栄養士4名の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。107ページ、108ページでございます。

14450番、被災保育所緊急対策事業でございます。報酬につきましては、旧大宮、北文間保育所からの送迎バス運転業務嘱託員及び保育士の報酬でございます。使用料及び賃借料は、大宮、北文間及び八原保育所に設置しましたプレハブの賃借料でございます。工事請負費につきましては、それぞれのプレハブの解体などでございます。

ページ、109ページ、110ページをお願いいたします。

14700番、管外保育所運営費につきましては、負担金としまして市民のお子さんが通う管外の公立、私立保育所に運営費を支出しております。

14850番、すこやか保育応援事業につきましては、扶助費としまして保育所に入所している2人目の3歳未満児に対する補助でございます。

次に、生活保護費でございます。

15100番、職員給与費（生活保護）につきましては、社会福祉課職員8人分の給与費でございます。

15200番、生活保護適正実施推進事業につきましては、報酬が嘱託医師の報酬でございます。委託料につきましては、生活保護システムの保守及びシステム改修が主なものでございます。償還金につきましては、平成24年度の国庫負担金の精算となっております。

次に、15300番、生活保護扶助費につきましては12億4,365万円ほどとなっております。前年度11億2,570万ほどから1億1,795万円ほど、率にして10.5%の増となっているところでございます。世帯数で見ますと、平成25年度は598世帯、24年度が571世帯、人数では平成25年度が762人、平成24年度が722人という状況でございます。

次に、災害救助費でございます。

15400番、災害援護事業でございます。

次のページをお願いいたします。111ページ、112ページになります。

補助金で被災住宅復興支援利子助成補給金につきましては、県の制度が1%の利子補給でございますけれども、これに市の上乗せ分1%を加えて2%の利子補給をしております。8件分の実績でございます。次に、貸付金につきましては、歳入の市債のところでご説明したように、東日本大震災に係る住宅修繕等に対する貸付金でございます。

続きまして、衛生費でございます。保健衛生費です。

15600番、保健衛生事務費についてでございます。補助金、献血推進事業といたしまして、献血推進協議会のほうへ補助をしてということでございます。交付金、健康相談事業につきましては、医師会並びに歯科医師会への交付金でございます。

続きまして、15700番、医療対策事業についてでございます。委託料につきましては、休日緊急診療に対する委託でございます。負担金につきましては、歳入でご説明いたしました、病院群輪番制病院運営費、小児救急輪番制病院運営費の負担金でございます。

続きまして、15750番、成人保健事業でございます。

次のページをお願いいたします。113・114ページになります。

主なものといたしまして委託料でございます。13番委託料でございます。まず、がん検診4,266万円ほどにつきましては、各種のがん検診を茨城県総合健診協会に委託しております集団健診、これに、そのうち約3,100万が、その集団健診でございます。各医療機関での健診、これについてが約1,100万となっております。そのほか骨粗鬆症検診、肺炎ウイルス検診、平成25年度から実施し、新規事業としております歯周疾患検診及び健康管理システムの修正保守などが委託の主なでございます。使用料及び賃借料は、健康管理システムの賃借料が主なものでございます。

続きまして、15800番、健康づくり推進事業につきましては、食生活改善に関する事業経費でございます。委託料でございます。食生活改善推進事業として、食生活改善推進協議会に委託をしまして、地域の食生活の改善活動を実施をしているということでございます。

続きまして、15900番、母子保健事業でございます。主なものといたしまして、報酬の非常勤職員報酬につきましては、3・4カ月児健診、あと、股関節健診、1歳6カ月健診などの医師の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては、保健師、歯科衛生士、看護師など、8人に対する報酬でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。115ページ、116ページでございます。

委託料でございます。1回から14回分の妊婦健康診査、これについては4,670万ほどでございますけれども、そのほかに乳児健康診査など、様々な健診について医療機関へ委託しているものでございます。補助金、放射性物質健康影響検査助成金につきましては、福島第一原発事故の被曝被害に関して親御さんの不安への対応として行っているものでございまして、11名が受診をされております。全員異常なしということでございます。次に、扶助費につきましては、不妊治療の助成でございます。52件分でございます。償還金でございます。妊婦健康診査の償還払いということで、里帰り等で遠方で医療機関等へ受診した場合などに該当いたします。

続きまして、15950番でございます。養育医療給付事業につきましては、歳入でもご説明したとおり、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対する医療費分の公費助成でございます。8名分でございます。

続いて、16000番、子育て相談事業でございます。報酬、非常勤職員報酬につきましては、発達指導相談員、育児支援専門相談員の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては、子育て相談嘱託員、新生児訪問嘱託員、管理栄養士に対する報酬でございます。

続きまして、16100番、精神・難病保健福祉対策事業でございます。主なものとして扶助費でございますけれども、難病患者福祉見舞金でございます。1人2万円ということで408件分でございます。

続きまして、16110番、地域自殺対策緊急強化事業につきましては、講演会の実施にかかる事務経費などでございます。

次に、予防費でございます。

16200番、疾病予防費でございます。まず、報酬の非常勤職員報酬につきましては、感染症対策委員会委員の報酬や予防接種の医師報酬でございます。

次のページをお願いいたします。117ページ、118ページでございます。

一番上でございます。一般職非常勤職員報酬につきましては、保育士に係る報酬でございます。次に、需用費、医薬材料費でございます。4種混合とか不活化ポリオなど、各種ワクチンの購入費でございます。委託費でございます。A類予防接種、これにつきましては4種混合、不活化ポリオ等でございます。B類予防接種につきましては高齢者インフルエンザなどでございます。任意予防接種につきましては、おたふくかぜ、小児インフルなどでございまして、これらの接種の医師会等への委託でございます。

続きまして、123ページ、124ページでございます。

保健センター管理費ということでございまして、まず、17200番、職員給与費、保健センターについては、健康増進課14人分の給与でございます。

17300番、保健センター管理運営費につきましても、主なものとしまして14番、使用料及び賃借料480万円ほどにつきましても、土地の賃借料でございます。22番、賠償金につきましても、平成20年度から平成24年度にかけて集団健診を実施する際に約定の日数を超えて隣地の土地を駐車場として使用したことに関する賠償金でございます。

続きまして、127・128ページをお願いいたします。

中ほどでございます。労働費でございます。

18200番、シルバー人材センター援助費につきましても、龍ヶ崎市シルバー人材センターの運営に必要な補助金の支出でございます。

続きまして、181ページ、182ページをお願いいたします。

教育費でございます。幼稚園費でございます。

29400番、幼稚園就園奨励事業でございます。所得状況に応じまして保護者の経済的な負担の軽減を目的に交付いたします。就園奨励費の補助金でございます。補助の対象となった方が916人でございます。

続きまして、29500番、幼稚園振興助成事業でございます。主なものとして補助金でございます。私立幼稚園施設等整備事業は、施設等の整備について補助するものでございまして、3園が対象でございます。私立幼稚園等幼児教育費につきましても、子ども1人当たり2,000円の補助でございます。私立幼稚園障がい児保育費につきましても、障がい児の保育を実施した7園に対し補助したものでございます。

以上が一般会計における健康福祉部所管事項でございます。

山形委員長

これより質疑を行います。

先ほども言いましたけれども、質疑に当たっては、一問一答をお願いいたします。

また、質疑及び答弁におかれましては、挙手をされるようお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

深沢委員。

深沢委員

それでは、よろしくをお願いいたします。

まず、92ページです。92ページの0050見守りネットワーク事業についてお伺いいたします。

平成25年1月から始まった、この見守りネットワーク事業なんですけれども、現在の状況をまずお聞かせください。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

今、深沢委員のほうからお話がありましており、当事業につきましても平成25年1月24日に、17の関係機関、協力事業所との間に協定を結びまして事業がスタートしております。

現在の状況というようなことでございますけれども、現在、高齢者や障がい者、あるいは要援護者、子どもなんかも含むんですが、そういった方々の地域での日常生活や仕事の中でちょっとした気がかりなことに気づいたときには、市に情報をいただけるように、通報をいただけるようにというようなことで事業が進んでおります。

以上です。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

ちょっとした気がかりということで、いろいろ通報なんかが入ってきているんじゃないかなと思うんですけども、民間、また企業、どちらがどんなふうな形で通報が入ってきていますか。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

25年度の状況で申し上げます。26件ほど通報が寄せられております。その中では安否確認といいますか、ちょっとあそこの方がいらっしゃらないとかというような情報が13件、それから、ちょっと虐待があるというような通報が2件、あとは近所で生活に困っている方がいるとか、あるいは徘徊している方がいるというような情報が2件、それから、DVがあるというような通報が1件ございました。

それで、通報の通報者ですか、こちらにつきましては個人といたしまして協力員、今現在、協力員という方が224名ほどいらっしゃいますが、そういった方や近所の住民の方などから11件、民生委員の方から5件、自治会の会長などから2件というような状況でございます。また、協力事業所といたしまして現在131件の事業所が登録をいただいております。そちらからの通報が4件ございました。それから、関係機関、こちら警察署なんですけど、こちらから4件というようなことで、合わせて26件の通報の状況、あるいは内容でございます。

以上でございます。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

それぞれに対応されているんじゃないかなと思います。よく放送でいなくなられた方とか、見つかったとかという、そういう放送も流れていますが、その対応、また夜なんかはどんなふうにされているのかお聞かせください。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

通常、通報は社会福祉課の直通ダイヤル、こちらにご連絡をいただくようにしております。ただ、市役所にかかってきた場合には、交換等からとりあえず社会福祉課のほうにご連絡をいただく。高齢者ということがわかっている場合には、高齢福祉課のほうにご連絡をいただくケースもございます。そうしますと、情報に基づきまして、場所もはっきりわからないケースもございますけれども、わかって、対象者がわかれば現地に訪問するなりして対応しているところでございます。

また、夜の話でよろしかったでしょうか、夜間の話で。夜間につきましては、市役所日直といいますか、警備のほうしかおりませんので、市に電話が入りますれば警備員のほうから高齢福祉課もしくは社会福祉課、それぞれ携帯電話1台ずつ、この見守りネットワーク用の携帯電話を持っております。そちらに連絡が入り、対応するというようなシステム

をとっております。
以上でございます。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。
夜に対しても、その携帯用の電話、見守り用の携帯というのを持っていてやっていただいているということですので、安心をいたしました。
これからもいろいろな形で多くなってくるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。
次にいきます。106ページです。106ページの4300私立保育所保育助成事業です。その中の補助金のところの私立保育所運営費の下のところで、私立保育所障がい児保育対策事業、この障がいの傾向及び人数を教えてください。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

この補助事業は、保育所におきまして特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児の方、身体障害者手帳の交付を受けている児童、療育手帳の交付を受けている児童、また、それぞれ同程度の障がいを有する者と、児童相談所や医療機関において判定または診断された児童を受け入れ、国が示しております、規定しております保育士のほかに今お話しいたしました状況のお子様を保育するため、専任の介助員を配置した場合、障がい児数及びそのお子さんの入所月数により補助金を交付するもので、今回補助金を交付しました保育園は4園で、特別児童扶養手当を受給しているお子さんが3名、療育手帳の交付を受けているお子さんが2名と、このお子さんたちに対しまして専任の介助員を配置したことで補助金を交付したものでございます。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

障がいというのは、具体的にはどういう障がいなんでしょうか。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

特別児童扶養手当の場合は、おおむね身体障害者手帳の1・2級、養育手帳A判定の程度のお子さんということで、具体的な内容については把握しておりません。また、療育手帳につきましては、知的障がいにより日常生活や社会生活において制約のある方ということで対処しております。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

介助員の方というのは、4園に行っていらっしゃるということですが、1名の障がいのある方に1名行っているということでしょうか。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

この介助員の方につきましては、私どもから派遣しているのではなく、各園で雇い入れていただいている方々で、専任ですので、1名に対して1名ということで介助員をつけていただいております。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

下の私立保育所保育士増員配置事業、これはどこに、何人ぐらい配置をされたんでしょうか。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

この事業でございますが、児童福祉及び保育士処遇のさらなる向上を図るため、基準の保育士数を超える保育士の配置を目的で補助金を交付するもので、補助対象とするものは定員90名以下の保育所は1人、定員90名以上の保育所は2人となっております。

配置でございますが、保育園が8カ所ございまして、まず、ことり保育園につきましては2名、月数にいたしまして延べ10カ月、つばめ保育園につきましては2名、延べ3カ月、ながと夢保育園に対しまして2名、延べ23カ月、しらはね保育園が1名で12カ月、あすなろ保育園が1名で9カ月、まつやま中央保育園2名で延べ11カ月、まつやま大宮保育園に対しまして1名の2カ月、竜ヶ崎保育園1名、1カ月でございました。

以上でございます。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

じゃ、下にいきます。保育士等処遇改善臨時特例事業、ちょっと事業内容をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

保育士の人材確保対策の一環としまして、処遇改善に取り組む保育所へ交付することで、保育士等の確保を進める目的によりまして、平成25年度中に私立保育所の保育士等職員の

処遇改善を行うためのもので、保育所運営費とは別に交付するものでございます。この補助金は職員の賃金に要する経費に限定するものでございます。

以上です。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。
それで何人ぐらい確保ができたんでしょうか。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
こちらにつきましては、確保というか、現在の職員に対しましての賃金関係に対する処遇改善ということで、これにより職員が増えたとか、そういうことではございません。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員
わかりました。
では、次にいきます。同じ106ページの4400公立保育所管理運営費のところの次のページ、108ページのほうの備品購入費のおでかけ兼避難車のことでお伺いいたします。
この購入台数及び何人乗れるか、また、安全性は大丈夫なのかというところをちょっと教えてください。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
購入しました、おでかけ兼避難車は6人から8人の起立乗車用のものを1台購入したものでございます。安全面につきましては、まず、避難車の本体でございますが、安全装置としてハンドブレーキとフットブレーキ、また、開閉扉に安全ロックが備わっております。また、利用する際につきましてはタイヤ、ブレーキ、扉のロック、その他本体フレームやねじ等の異常がないか点検表を利用しまして、異常がないことを確認し、使用しております。また、そのほかに定期点検も行っております。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員
これ避難車ということですが、いざというとき、この避難車でどんなふうに避難をされるんでしょうか。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

いざというときでございますが、今回購入しました避難車1台以外に、ゼロ歳児用の椅子、シートベルトの設置してあるもの1台、今回購入したものと同様のもの3台、合わせて5台を利用しまして、小さなお子さんを避難車に乗車させ、年齢の大きなお子さんは保育士の指示のもと、手をつなぐなどし避難することとなっております。また、避難訓練を、火災、地震、竜巻というような様々な災害に対応できるよう、内容を変え、避難者も利用し、毎月1回避難訓練を行っております。

さらに、延長保育時の災害も想定しまして、延長保育のお迎えの保護者の協力を得た避難訓練も行っており、様々な状況に対応できるようふだんから心がけております。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。幼児ということですので、くれぐれも事故のないようによろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。112ページです。112ページの5750成人保健事業です。委託料のところ、それぞれの検診があると思うんですけども、それぞれの検診率は向上していますでしょうか。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えします。こちら検診率ですが、特にがん検診とかですと、検診者の数とかは前年度と変わってございません。検診率のほうも、ちょっと出し方を平成25年度は変更しましたので、24年度に比べますと7%ぐらい下がっている検診もございますが、実際の受診者数としては、ほぼ横ばいでございます。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

ということは、検診率は向上はしていないけれども、横ばい状態であるということですよ。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

はい、ほぼ横ばいです。平成24年度と25年度、ほぼ横ばいです。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

ポイント制度なんかも使いながら、検診率の向上を図ってきていらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、やはり検診率が上がっていかないと、なかなかこの健康というのは守れないかなと思いますので、これからちょっと検診率を上げるような方向をお願いしたいと思います。

次にいきます。受診結果の通知を発送して、再検率というのは向上していますか。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

再検率のほうは平成24年度に比べまして、項目によりまして、がん検診、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんとありますので、肺がんですと約6%くらい上昇しております。そのほかは大体横ばいでございます。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

再検というのはちょっと危ないというか可能性があるということで出させていただいてますので、再度検診していただかないと、ちょっと心配な部分もありますので、そちらのほうも何とか検診してもらえるような工夫をされていると思うんですけども、さらなる工夫をよろしくをお願いします。

次です。その再検をして病気の発見率というのはどれくらいありますか。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

発見率でございますが、発見率は確定するのが前年度の検診によってなってきますので、平成24年度の検診に対しましての発見率になってまいります。こちらですと、ちなみに申し上げますと、肺がんですと0.12%、胃がんですと0.25%になります。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

余りうれしくない数ではありますけれども、やはりそういうふうに見つかっていくということですので、ぜひまた再検してもらえるようによろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。114ページ、そのままの5900母子保健事業のところですか。次のページの委託料のところの乳幼児健康診査の1歳6カ月児精密健康診査、3歳児精密健康診査、3歳児二次検尿、それぞれで病気や障害の発見率はどれくらいありますか。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えします。

1歳6カ月児精密検査のほうですと、発見率が5.1%です。3歳児精密健康診査ですと

6.1%です。あと、3歳児の二次検尿のほうですと、これは1回検査のほうで異常ありになった方の再検査になりますので、その方ですと60%ですね、二次検尿を受けた方になります。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員
それぞれのその病気や障がいの種類というのは、どういうものが見つかりますか。

山形委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
お答えします。

1歳6カ月児の精密検査ですと、斜視の見られた方、あとは早期の乳房の肥大の方、あと低身長、低体重の方いらっしゃいまして、人数では3名です。あと3歳児の精密のほうですと、心臓の雑音の異常の方、不整脈の方、聴力異常の方、視力異常の方、斜視異常の方、合計で28名いらっしゃいます。

山形委員長
よろしいですか。
深沢委員。

深沢委員
課長、検尿のほうは。

宮田健康増進課長
すみません、ちょっと検尿のほう漏れてしまいました。後ほど回答させていただきたいと思えます。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員
わかりました。
結構やはり見つかっているということですので、これからもよろしく願いいたします。
次にいきます。116ページ、疾病予防費、6200です。疾病予防費のところの18番の備品購入費の新型インフルエンザ対策用物品保管棚というのは、どんなものかちょっとイメージがわからないんですけども、どういうものなんでしょうか。

山形委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
お答えします。
ちょっと参考にカタログだけ、普通組み立て式の棚でございます。重さ耐えられるのが、1段当たり150キロまで、1段当たり耐えられまして、180センチの長さに幅が60センチの

ものを組み立て式で組み立てて、これは龍ヶ崎小学校のほうに設置してございます。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

龍ヶ崎小学校のほうにこのインフルエンザの薬品部品保管棚というのを龍ヶ崎小学校に、それどんなものを保存するんですか。

山形委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

現在、倉庫のほうが不足しておりますので、龍ヶ崎小学校の空き教室をお借りして保管させていただいております。保管しているものにつきましては、防護服とかマスク、手袋、あと消毒用の消毒剤ですね、市役所の入り口なんかにも置いてある消毒、手指の消毒剤を保管しております。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

危なくはないんでしょうけれども、場所が小学校ということですので、くれぐれもまた気をつけていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、次にいきます。成果報告書です。成果報告書の51ページの一番下のところの活動実績や成果に関する指標のところの寄せられた相談件数、ちょっとお聞きいたします。寄せられた相談件数47件、養育等相談が87件、それぞれの相談内容及び対応をお聞かせください。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

それぞれの内容及び対応でございますが、児童虐待相談では、ネグレクトが18件、心理的虐待18件、身体的虐待が11件、養育相談では養護相談が61件、保健相談1件、障がい相談が7件、非行相談が3件、性格行動相談が4件、不登校相談4件、その他7件でございます。

対応につきましてですが、全てお話しできないので、一部ご紹介したいと思います。

児童虐待の中で目立って増加したところが心理的虐待でございます。心理的虐待と申しますと、親などのどなり声などによりまして心が傷を負ってしまうなどというケースでございます。対応としましては、未就学児童につきましては保健センターと協力し、親と話しをするきっかけを探し、訪問等を行うなど、対応を協議しながら進めてまいっております。また、保育所や幼稚園に通所している場合は、その施設との連携も含めて対応しております。

次に、また、ネグレクトケースも増加しております。ネグレクトケースは、親の養育能力が低い場合が多く、関係機関や地域での見守りが大切です。一つの例で申し上げますと、地域性もありますが、地元の人々が子どもを見守り、言葉遣いが悪いと、それを正し、衣

服を提供してくれたり、子どもの通学している学校の校長先生が時々、親を学校に呼び、親の話聞き、子育てについて必要であれば優しく指導し、親を育て、その情報を関係機関で共有し、支援を続けているケースがございます。

養育相談では、昨年と比較し、養護相談が増加しております。特別の理由があつての増加ではないと思っておりますが、内容的には経済的困窮や両親の養育能力が低いなどで、助言や必要な機関があると判断した場合は、案内をしたり関係機関との連携が必要であれば連携を図るなど、そのケースに応じて対応しております。

障がい相談につきましては、言語発達障がいや自閉症等の相談がございまして、つばみ園につないだりしております。

以上でございます。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

うれしいですね。その地元の人がかかわってくれたり、校長先生がそんなふうにかかわってくれたりしながらやれるというのが一番いいんじゃないかなと思いますが、その対応ができていくというのがとてもうれしいです。

そういう通報とか発見というのは、やはり地元の人とか学校からとか、それから、そういう施設等なんだろうかな。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

保育所や幼稚園、学校、そして保健センター、病院というように、様々な機関から虐待が疑われる情報などをいただいております。また、児童虐待の事件がニュース等で報道されることが目立つ昨今でございます。住民の方からも気にしていただいております。子どもの泣き声を耳にすると虐待を疑い、電話で通報をいただいていたケースが7件ございました。通報があつたものに関しましては、泣いているというお子さんの自宅を訪問し、通報があつたこと、子育てのことなどを話しながら、お子さんの安否確認を行っております。さらに継続して見守っていかなければならないケースと判断した場合、保健センターや保育所、幼稚園など、関係する機関と情報を共有し、支援方法を検討し、支援することになっております。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

ぜひそういう今までどおりの、また、そういう連絡を受けたときには今のように即対応していただけますようによろしく願いいたします。

次にいきます。135ページです。135ページの活動実績や成果に関する指標のところの避難支援プラン個別計画作成希望者の割合というところなんですけれども、実績値、推移なんですけれども、25.6%（平成24年度）、（平成25年度）32.9%、増えてはいるんですけれども、これがなかなか進まない理由というのをどんなふうにお考えでしょうか。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

この災害時要援護者避難支援プラン個別計画につきましては、高齢福祉課、さらには社会福祉課、危機管理室と3課で平成23年度より計画をし、実施をしているものでございます。

ちょっと内容のほうを説明させていただきますと、災害時において、ひとり暮らし高齢者や障がい者、障がいのある方などの要援護者に対して住民自治組織、民生委員児童委員、近所の方などが連携をし、安否確認や避難誘導などを支援をしていく体制を推進ということを進めるわけなんです。登録推進につきましては、市広報紙や担当窓口での登録推進をはじめ、65歳以上のひとり暮らし高齢者、要介護認定が3以上の方につきましては、民生委員児童委員や介護支援専門員の方々のご協力をいただきながら登録を推進を図ってきているところでございます。また、障がい者の方につきましては、対象者に個別通知により登録勧奨を行ってまいりました。

平成26年3月20日現在で、災害時要援護者避難支援プラン個別計画の登録率というのは32.9%という状況でございます。未登録の方の理由といたしましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者の方でも年齢的に若く、健康であり、登録を希望しないというような方や要介護認定3以上の方や障がい者の方につきましては、家族同居の割合が比較的多く、地域の支援を必要としないために登録を希望していないというような実態というものが見えてきております。

実際そのような状況に加えて、やはりなかなかこの制度に対する支援を希望する方の認識といたしますか、どうしても個人情報積極的に自ら出していかねばならないというところに、もう一つの理由があるのではないかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

なかなか個人情報ということで、ほかの人に知られたくないという部分があるのかもしれませんが、いざ何かがあったときに、個人情報というよりもその体、その人の命が大事だと思いますので、すぐにはいかないかとは思いますが、ぜひ少しでも進められるように丁寧に、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。次にいきます。149ページです。149ページの障がい福祉サービス提供、障がい者家族の負担軽減のところなんです。下のほうになります。具体的な活動実績及び成果のところ、近隣市町による障がい福祉意見交換会で実施した勉強会の内容を教えてください。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

こちらの意見交換会、毎年行っておりますが、平成25年度から若干構成市町村が増えまして、近隣の6市3町で実施しております。それで、この意見交換会での協議の事項といたしまして何点かございます。

一つ目として、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の更新についての協議ですね。それから、計画相談支援について。3番目といたしまして、災害要援護者支援について。4番目といたしまして、障がい者自立支援協議会、こちらにつきまして。それから、5番目といたしまして、地域生活支援事業について。それから、6番目としまして、精神障がい者相談員について。7番目としまして、グループホームの設置について。8番目といたしまして、更生医療、育成医療のレセプトの点検について。最後に、障がい者福祉サービスと介護保険の関係について。こちらについて構成する市町村の担当レベルのものが意見を出し合って、現状の学習、あるいは今後の方向性等の協議を行ったり、よりよいサービスをしていくにはどんなふうなことをやっていったらいいかというようなところでの情報の共有化と、こういったものを図ったところでございます。

以上でございます。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

やはり他市町村の情報をこちらも聞き、こちらも教えながらという共有というのはとても大事なんじゃないかなと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それと、その下のところのつぼみ園の保護者の負担軽減の取り組みで、集団療育開始1時間繰り上げで保護者の参加率というのは増えましたか。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

こちらにつきましては、25年度と前年の24年度の夏休みの比較でいきますと、横ばいというような状況でございます、参加率につきましては。

以上です。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員

お母さん方の反応なんかはどうでしたかね。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

様々でございます。反対する意見というのは1件ほどありましたけれども、それは子どもを早く連れていかなくちゃならない、急がせるしかないというような意見であって、ほかの意見は、子どもが1時間でも早くなって楽しみにしているだとか、あとは子どもが夏休み中なんかは家にずっといたけれども、つぼみ園に行くことができ友達と遊ぶことができ大変よかったとか、ほとんどがいい意見といたしますか感謝される意見が多かったです。

以上でございます。

山形委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございました。
つぼみ園にはすごい期待をしておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。ありがとうございました。

山形委員長
ほかにございませんか。
伊藤委員。

伊藤委員
まず、決算審査の中身のことについてお伺ひします。
決算審査の3ページでは、保護者負担の保育料について児童手当の保育料充当を行つていますということなんですけれども、これは保育料の滞納、減つてゐる一つでもあるということなんですけれども、そうした事例は何件あるんでしょうか。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
保育料の充当しました25年度の世帯数につきましては、現年度分が53件、過年度分につきましては99件ございました。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員
金額にしてどのぐらいなんでしょうか。
それと、一緒にお答えしていただいていいんですけれども、鳥取県の児童手当差し押さゑの裁判で、差し押さゑはできないというような判決があつたんですけれども、このことについてこちらのほうでは差し押さゑということはないと思ふんですが、児童手当で払うということについてはどんな経緯があつて、そういうふうになつてゐるのかお伺ひします。

山形委員長
伊藤委員、一問一答で願ひしますね、一問一答で。
休憩いたします。
午後1時再開の予定であります。

【休 憩】

山形委員長
休憩前に引き続き会議を再開いたします。
はじめに、宮田健康増進課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

先ほど深沢委員からご質問がありまして、答弁のほうができませんでした。お答えいたしたいと思います。

3歳児の二次検尿についてでございます。まず、発見率ですが、発見率が0.7%です。それに関する病気の種類ということでございますが、検査の結果、尿に血がまじる尿潜血反応があった方が4名いらっしゃいました。こちらですと、腎臓の腎炎、膀胱炎、尿道炎などの疑いがございます。その結果の報告につきましては、保護者の方からのご報告をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

それでは、児童手当からの保育料の充当額について申し上げます。

平成25年度現年度分につきましては177万4,450円、過年度分につきましては585万5,200円でございます。

以上です。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

それで、この児童手当から払ってもらおうというところの経過について、どんな経過があったのかということ。当然、保護者の方からの了承はとってはいるんだと思うんですけども、その点だけちょっとお伺いいたします。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

保育料の児童手当充当に関しましては、平成24年3月に児童手当法が改正されまして、児童手当法第22条の3におきまして、保育料に関しまして当該市町村に支払うべきものの支払いに充てる旨を申し出られた場合には、当該受給資格者に児童手当の支払いをする際に、当該申し出にかかる費用を徴収することができることされておりまして、それから、平成24年度、25年2月に支給される児童手当から保育料の充当を始めたところでございます。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

その法律の改正もあり、保護者がそういったようなところで承諾したということでは、やむを得ないというふうにとるしか仕方がないのかなと思いますけれども、私としてはどうなのかという疑問が残るところです。

次です。94ページです。01010700障がい者自立支援事業なんですけど、扶助費が昨年より約4,600万円増加しているんですけども、その内容について対象者が増えたのか、それともその支援について事業そのものが補助額が上がっているのか、その辺についてお伺い

します。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

扶助額の増加の要因，こちらにつきましては幾つか考えられると思います。

一つとしましては，平成24年までが県で給付をしておりました障がい児の育成料，こちらが平成25年度から市町村に移管されました。そんなに大きな額ではございませんけれども，これが一つの要因です。

また，障害者総合支援法，こちらによりまして義務づけられたサービス等の利用計画，こちらの作成というのが浸透しつつありまして，来年の4月までには作成するというようなことが義務づけられているところでございます。これに伴っての相談支援給付，こちらも増加しております。

また，もう一つの要因として，ちょっと分析いたしましたところ，更生医療ですね，こちらが若干増えております。これにつきましては人工透析の方の増加ということで，それも一般的な健康保険に加入されていない生活保護者の方の更生医療ですね，人工透析，こちらが5人ほど増えました。この辺がかなり大きな要因ではないかというふうに考えます。

また，先ほど委員のほうからもおっしゃられましたサービスの利用件数，こちらもそんなに大きくではありませんけれども，増加傾向にあるというようなことでございます。

以上です。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。わかりました。

次です。同じページの01010800障がい者地域生活支援事業の13委託料の障がい者コミュニケーション支援事業の内容について伺います。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

コミュニケーション支援事業，こちらにつきましては県の聴覚障害者協会やすらぎで実施しています，難聴の方々に対する手話通訳の派遣であるとか，あるいは要約筆記ですか，こちらの派遣事業，こういったものでございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

その要約筆記についてなんですけれども，25年度では何件くらいあったんでしょうか。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

大変申しわけございません。ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきますと思います。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

よろしく申し上げます。

次です。同じ生活訓練等（夜間支援）事業、減額になっているんですけども、理由がわかれば。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

障がい者生活訓練等の夜間支援事業ですか、こちらについてでございます。これにつきましては、先ほど部長からの説明もありましたとおり、利根町にある複合福祉施設響、こちらで事業を実施していただいております。こちらの事業につきましては、金曜日の夜ですね、こちらに限定してショートステイを行う事業でございます。

それで、平成25年度、前年と比べて減額になっていることについてでございますけれども、こちらの事業所響ですね、こちらの事業所がもともとこちらのショートステイ事業は実施していなく、23年に県の指定を受けております。これは夜間支援とは別なんです、しております。それで、また、その後増床ということで受け入れ態勢を充実させていただいております。夜間支援事業については先ほど申したとおり、金曜日に限定した事業ということで、増床によりまして他の曜日、利用者の方々が利用したいときに、ある程度利用できるというような状況になっております。そのようなことから金曜日に限定した利用というのが減って、その分ほかの曜日に移っていると。事業所のほうでも、ちょっと枠としては、ある程度5人枠という形になっておりますが、7人枠ぐらいまでは受け入れることは可能であるというふうに県との話の中でなっているそうですので、ある程度その辺でショートステイについては受け入れられるというような状況で伺っておりますので、そのためであるというふうに私は理解しております。

以上です。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

それはそれですごくよかったなというふうに思うところです。

次にいきます。100ページです。01012800児童福祉事務費です。工事請負費で青葉荘は解体になったんですけども、この25年度にその青葉荘の跡の土地利用についての検討があったのかなかったのかお伺いします。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

青葉荘の解体後でございますが、解体終了後、資産管理課、元の財政課でございますが、

一般財源として、そちらのほうへ移管しております。資産管理課のほうでは、財源の利用については検討を始めているところではないかなと思っております。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

資産管理課に移ったということでは、地域住民にも利用の方法なんか聞いてもらえれば、ちょっと非常にありがたいなという意見だけ申し上げておきたいと思います。

19のその下の負担金なんですけれども、これの管外母子生活支援施設運営費ということなんですけれども、詳細を教えてください。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

こちらは管外、茨城県外の母子生活支援施設で自立支援を行っております母子の家族が入所している、そちらの運営費の支払いになっております。そちらは25年度7月に入所いたしましたまして、お母さんと子ども3人で暮らしております。

以上です。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

1件ということでよろしいんですね。わかりました。ありがとうございます。

次です。110ページの01015200生活保護適正実施推進事業なんですけれども、ごめんなさい、その償還金の内容についてはわかりましたので、次の、01015300の生活保護扶助費、申請者数と受給者数を教えてください。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

ちょっとお伺いします。申請者というのは、新規の申請者ということでよろしいでしょうか。

伊藤委員
はい。

渡邊社会福祉課長

それでは、25年度の生活保護の申請件数でございます。162世帯の方から申請がございました。以上です。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

それに対して、申請が、要するに受けられた人、生活保護を受けられた人は何件なんでしょう。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

生活保護をその162件のうち開始した件数、こちらが145件になっております。以上です。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

それで、生活保護そのものも本当に増えているということなんですけれども、その生活保護に至る前までに援助を差し伸べるという、その生活保護の事業の中で、そういった事業というのが行われているかどうかお伺いします。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

相談にいらっしゃる方というのは、先ほどの申請とは比較にならないほどございます。昨年度も340件ほど相談にはいらっしゃっています。その中で失業してアパート等にお住まいの方、こういった方々が住宅を失うおそれがあるというような方につきましては、住宅支援事業というのがございます。こちらをご案内をしたりであるとか、それから、相談があっても医療費が支払えないとか、いろいろなことでおいでになる方いらっしゃいます。そういった方には保険制度の説明を私どものほうでもしてあげて、それで、保険年金課につないだりとか、あるいは年金が受給できそうな方については、やはり年金の相談をちょっとさせていただいたりとか、それで最後に、どうしてもという方について生活保護というようなことで対応させていただいているところでございます。以上です。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

丁寧な対応をしていらっしゃるということでは、よかったなというふうに思うんですけれども、これからやはりなかなか大変な状況というものも地元の経済もそんなに回復しているのかと言ったら、ちょっとまだよくわからないところもありますし、そういった点ではやはり細かいところで、そこに陥らないような市の施策というのをしっかりやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次です。116ページです。疾病予防費なんですけれども、01016200なんですけれども、需用費が昨年より増額になっているんですけれども、その理由についてお伺いします。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えいたします。昨年の6月の補正予算のときに計上させていただきましたが、こちらがそれまでは任意予防接種という形であったんですが、予防接種のA類という形に国のほうで制度が変わりましたので、こちらで、それまで任意のときは委託料で組んであったんですけれども、委託料のほうを減額いたしまして、材料代として、材料代、今までは委託料一本だったんですが、それを委託料と医薬材料費と予算を配分分けしました。この医薬材料費につきましては市のほうで契約して、ワクチンなんですけれども、ワクチンを医者に届けていただくという形で、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎ワクチン、こちらにつきまして6月のときに3,241万9,000円補正させていただいております。ですので、内容的にはその委託料が減って医薬材料費の需用費のほうですね、こちらが増えたという形でございます。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。ありがとうございました。

それでは、成果報告書です。50ページ、51ページです。深沢委員のほうからも質問がありましたので、別のところで、赤ちゃん訪問が97%になっているんですけれども、赤ちゃん訪問、本当に大事なことだと思いますので、できれば100%目指しているんだと思いますけれども、その辺の対応についてお伺いします。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

伊藤委員のおっしゃっていただきましたが、100%を目指しておりますが、どうしても連絡はとっているんですが、連絡のつかない方がいらっしゃいまして、何度も連絡しておりますが、どうしても残り3%がありません。あとは、例えば里帰り出産とかかれて、龍ヶ崎の方が帰られた方につきましては、こちらからその里帰りの市町村のほうに依頼して訪問させていただいております。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

その里帰りでいらしているという件数、もしわかったら、わかんなければ後で教えてください。大体どんなものなのかなと思うところがありますので。

次、52・53ページです。第3子支援事業のことなんですが、第3子支援事業の効果を検証して、当事業を当初の計画どおり終了するというところで、出産祝金のところがなくなるんだと思うんですけれども、どんな検証があったのかだけお伺いします。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

検証内容についてでございます。

昨年第4回定例会での油原議員からの一般質問の中で、第3子支援事業の評価についてのご質問がありまして、加藤部長よりお答えしましたとおり、毎年度、二つの視点で検証いたしました。

まず、一つ目は、当事業の対象者へのアンケートにおきまして、当事業が出産のきっかけになったかどうかを質問しており、これにつきましては事業開始初年度、平成21年度では53.7%だったものが、平成24年度では45.5%と、その割合が減少傾向にあるということ。

また、二つ目は、この5年間の第3子以降の出生者に占める第3子以降の割合といった実績でございますが、事業開始初年度から平成24年度までは、ほぼ横ばいとなっていることから、当事業をきっかけした出産は減っている中でも、第3子以降の出生者数は横ばいである状況を鑑みますと、効果は薄かったと捉える考え方と、事業展開してからこそ第3子以降の出生者数が横ばいを保つことができたという考え方があると思われること。そして、子どもを産むきっかけには社会経済状況をはじめ、各家庭を取り巻く様々な環境が大きく関係することから、当事業に限っての明確な効果があったかどうかの判断は大変難しいものと捉えているとお答えをいたしましたとおりでございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

私としては、やはり励みになるのかな、あったから横ばいだったのかなというふうには感じているところです。わかりました。

あと、130、135なんですけれども、先ほども災害時の要援護者支援のことにあったんですが、希望した人は全部ちゃんと要支援者ができるようになったんでしょうか。あるところでは、自治会の役員が全員を引き受けるみたいな感じのところも聞いたことがあるので、それではちょっとどうなのかなという思いがありますので、その確認だけさせていただきます。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

数字的な実績で申し上げたいと思います。

平成26年5月26日現在で、高齢者と障がい者一緒でございますので、全体的な数でお話しいたしますと、対象者となる人数が3,711名おります。そのうち回答をいただいた方、これは希望者もそうなんですけれども、希望しないということも含めて、希望している方が1,180名いらっしゃいます。また、非希望者、希望しませんよという方が1,279名いらっしゃいます。

伊藤委員の質問で、どのぐらい決定していますかということでございますけれども、希望者が1,180名のうち支援者が決まっている方が910名でございます。

以上でございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

なかなか住民の理解、そこも必要なので大変だと思いますけれども、希望されている方

にはやはり100%支援者が決定できるように、引き続き努力していただきたいなというふうに思います。

あと、144ページ、145ページの高齢者の居場所づくりについてです。ここに書かれているのは、高齢者の居場所を確保して、地域活動を支援していくために民間施設の家賃支援制度を引き続き検討するというふうになっていますし、その下では、地域コミュニティ単位ではなかなか大変なんで、高齢者の団体とか長寿会での活用が難しくなるということで、高齢者の居場所づくりに特化した新たな視点での検討を加えていくというふうになっているんですけども、この検討というのはどこまでいったのか、今の状況だけお伺いします。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

25年度の取り組みの状況のほうからご説明をさせていただき、それで現在どういう方向で進んでいるのかということでお答えをさせていただければと思います。

25年度の取り組み状況なんですけど、まず、高齢者の居場所づくりに関するアンケートを対象の団体152団体、長寿会、それから、高齢者クラブのほうにアンケートをとっております。ここでわかってきたことは、民間施設の家賃補助に対するニーズというのは、全体で34%であった、これは低いというふうには見ることもできるんだらうというふうに思っております。それぞれが、それぞれの活動の目的を持って地域で場所を確保して活動されていると、それゆえにこういった数字が出てきているのかなというふうに分析をしております。

それから、久保台、馴柴、八原地区でのニーズは高いんですけども、あるんですけども、自己負担の可能額ですね、最大でも月1万円出すのがもう限度ですと、こういうご意見をいただいております。

それから、公共の施設、これは学校ですけども、学校に対するニーズというのは、やはり高うございまして、全体で60%というような結果が、このアンケートによってわかってきております。

それから、市内の空き家及び空き店舗の家賃等の状況について調べております。調査物件50件です。空き家について31件、空き店舗に関して19件と、これに対して結果でございますけれども、非常に高額な金額が必要であるということがわかってきております。調査状況によりまして、そういった高額がかかると。そして、その場所を設置することによって、それが継続的にかかっていると、毎年度毎年度継続的にかかっていくんだということがわかってきております。

それから、市内の小・中学校の余裕教室、これは一般的にどなたも活動すると、学校の空き教室活用できないんですかというような考えが浮かぶわけなんですけれども、こちらのほうも調査をしておりまして、11校で余裕教室を有していても全てが学校活動で活用されておったり、将来的な開放に当たっては不審者対策、警備、開放時間、バリアフリー等の問題がございまして、そういった状況等があるというのもわかってきております。

家賃補助の検討なんですけれども、高齢者だけということで絞って、その活動の場所を確保していくということで考えますと、2点課題というものが明らかになってきております。いわゆるその場所を確保することによって多大な経費がかかるということと、場所を維持管理していく、開いていくに当たっては、それを管理していく人が必要であるということとございまして。また、その管理していくということを考えるのであれば、それまで含めて考えるのであれば、そちらのほうの費用もかかっていくということとあります。

最終的に、ここでも報告書のほうにも書かせていただいておりますけれども、空き家の家賃補助については市民協働課のほうでも、地域コミュニティの場所によってですけども、使用頻度が高いので、ほかにその場所を確保したいと、活動の場所を確保したいとい

うようなお話がございまして、家賃補助の検討をされているということでもありますので、高齢者ということ、これからの介護予防というような視点もやはり地域総合と、これからの介護予防に当たってはいろいろな年代、それから、いろいろな方がかかわって、その活動をしていくことが、いわゆる介護予防にもつながっていくという概念が入ってきておりますことから、単に高齢者だけに限って場所を確保していくという事業が果たしていいのか、また市民協働のほうで、また別制度として立ち上がった場合に、同じような制度が二つあっていいのかというような部分もございまして。そういうようなことから、当面市民協働のほうの家賃補助と照らし合わせながら、その方向で一緒になるのであれば一緒の方向のほうの方が効果的、効率的といえますか、そういった点でよろしいんじゃないかなというような考えで、現在、検討を重ねているというところでございます。

以上です。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

難しい状況もよくわかりました。本当しっかり検討して、よりよいものにしていただきたいと思いますというふうに思います。

次です。146・147ページです。元気アップ体操講座等、高齢者の健康づくりの推進というところであるんですけども、今、シルバー体操とか、指導員というか地域でいろいろなことを教えて、皆さんに指導したりとかということがあると思うんですよ。私も一度シルバー体操、参加してみたんですけども、なかなか教えたりするのも大変なことなんだなというふうに強く思いました。それで、ボランティア活動だから、きっといろいろなことについては無料だと思うんですけども、こういった人たちが遠くに行ったときに、きっと交通費なんかがかかると思うんですけども、そういったものについての支援みたいなことがあるのかどうかお伺いします。

山形委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えいたします。

やはり元気アップ体操につきましては、ボランティアで行っていただいておりますので、市のほうとして平成25年度では指導委員の保険を市のほうで加入したりしております。あと、旅費につきましては、市のバスとか公用車とか利用して、そちらで県のほうの研修とかは受けていただいております。平成26年度につきましては、ちょっと交通費分として少し手当を考えております。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

ぜひ最低交通費だけでも、もう自前でやるということのないように、そうでないと各地域でも広がらないと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

最後になります。148・149です。ここに重症心身障がい者の短期入所事業のことがあるんですけども、この具体化について今、現状どうなっているのかお伺いをします。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

こちらにつきましては、こちらに記載のとおり、老人保健施設、牛尾病院がやっております、けやきの郷、こちらで事業を開始いただくというような事業でございます。県の事業の認可につきましては、1月の段階で認可を受けたところでございますけれども、記載のとおり、開発許可を受けた土地で、そちらの関係で建築確認等の変更等の申請が必要というようなことで、昨年度からなんです、牛尾病院の事務の方々と協議を重ねまして申請をお願いする手順をとっております。ただ、市が一方的にこれやるものでございませぬので、相手方が申請していただいはじめて成立するものですので、働きかけを今後ともやっていきたいと思っております。

以上でございます。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

どうぞよろしくお願いたします。以上です。

山形委員長

ほかにございせんか。

渡邊社会福祉課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

すみません。先ほど伊藤委員の決算書94ページの中の障がい者地域生活支援事業、13番、委託料、障がい者コミュニケーション支援事業のうち、要約筆記の件数ということでのお尋ねがございました。こちらにつきましては、昨年1年間で2回、お一人の方、2回でございます。

以上でございます。

山形委員長

山宮委員。

山宮委員

すみません。それでは、何点かお聞きしたいと思っております。

決算書の104ページ、成果報告書の47ページになります。たつこの育て応援の店のことについてお伺いいたしたいと思っております。

この成果報告書を見ますと、新規登録店、目標が10店舗に対して11店舗、訪問店舗が目標50店舗に対して52店舗ということで、すごく努力されているのがよくわかります。ありがとうございます。

この中で補助金交付件数が1件ということで、補助金交付金額7万2,000円ということなんですけれども、この7万2,000円の内訳を教えてください。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

こちらは1件、美容院で授乳ソファとベビーベッドを購入されて、その補助金7万4,000円を支給したものでございます。

山形委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

7万2,000円ですね。

わかりました。

次に、成果報告書の143ページ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりということで、身近な買い物環境の充実ということなんですけれども、この取り組みの内容を詳しく教えていただけますか。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

これは委員ご承知のとおり、老老世帯、あるいは単身の高齢者がだんだん増えてくると、現実に増えてきているわけなんです、そういった方々が一番身近な買い物、あるいは外出、買い物ですね、そちらのほうの支援について新たに宅配とか、主に宅配が中心なんですけれども、そういう宅配してくれるところを事前にこちらのほうで呼びかけをいたしまして、店舗のリストなどを広報紙とか、あるいは高齢者の民生委員が独居家庭を訪問する際に、そういったチラシを配りながら、そういったことでお困りの方は、こういった宅配サービスとか、そういったできる店舗がこちらですよというようなことでお知らせをして、それを利用していただくというふうに考えて実施をしているものでございます。

山形委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

要するに、そういう店舗が何店舗かあって、毎回注文をお伺いに行くような形になっているのか、それとも必要なところに高齢者の方が自分で連絡をして、これとこれとこれが欲しいんだけど、持ってきてくれないかみたいな形の買い物方法なんでしょうか。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

山宮委員がおっしゃるような形のものを想定しております。どちらかという、本来であれば、高齢者であれば近くのところを運動がてら外出をしていただくのが一番、それがいいというふうに思っております。また、買い物については、どうしても人に頼むというよりも自分で楽しみながら買物をしたいという方が非常に多くいらっしゃいます。そういう状況ではあります、近所にそのお店がないというようなことで、またその買い物には日頃の身近な、頻繁に週に3回、4回と買い物というのは必要になってくるものでございますので、そういうことから考えれば、まず我々にできることはそういう宅配をして

れるところを掘り起こして、そういった店舗を高齢者の方に知っていただいて、そこに直接注文をしていただくと、そういう利便性を考えたものでございます。

山形委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

きっとそういう取り組みがあつて助かっていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるかと思うんですけども、やはり皆さんがご存じでない場合もありますし、今後、展開していくんだとすれば、その地域の方々皆さんに、この高齢者の方だけじゃなく、こういうシステムがあるんだということを元気なうちからわかっておくと、いざ、具合悪くなったときに、そういえばこういうのがあったなということで、もうさらに利用率が増えるんじゃないかと思うんですが、この中に※のところでも1店舗が掲載を取りやめたというふうに書いてありますが、これの理由は何でしょうか。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

多分、すみません、きちっと調べてお答えしているわけじゃないんですけども、一応耳に聞いた、聞こえてきた情報では、配達する状況がなくなったと、いわゆる配達するまでお店側がサービス提供できなくなったというようなことで取りやめたということは話を聞いております。

山形委員長
山宮委員。

山宮委員

最後に1点、大体どの辺の地域が注文が多いんでしょうか。その辺わかりますか。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

どの辺からの注文が多いかということですけども、そこまでちょっと追跡をしておりませんので、今後そういったことも含めてしていきたいというふうに考えております。

山形委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございました。

誰もが、いつかはお世話になるかもしれない状況だと思いますので、今後もさらなる取り組みをよろしく願いいたします。以上です。

山形委員長
ほかにございませんか。

大竹委員。

大竹委員

成果報告書から、先ほど伊藤委員のほうからご質問ありましたが、146ページ、147ページ、高齢者の健康づくりの推進ということで、その指導者の育成は数字的には見えているんですけども、各事業の受講者の数をお聞かせください。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

それでは、お答えいたします。

各事業の受講者の数でございます。平成25年度各種介護予防講座等の受講者数でございます。

いきいきヘルス体操、これは38教室で開催が899回、延べ参加者数が1万4,851人でございます。続きまして、おしゃべりサロン、これは4会場でございますして72回開催しております。延べ参加者数は806人でございます。いきいき健康クラブ、2会場で41回開催しております。延べ参加者数は567人でございます。健康ウォーキング、9回開催をしております。延べ参加者数は145人です。口腔ケア講座、4回開催しております。延べ参加者66人ございました。

以上でございます。

山形委員長

大竹委員。

大竹委員

ありがとうございます。

それでは、もうたくさん皆さん本当にご参加なされて、生き生きと生活していると思えますけれども、当然ながら今後の形で高齢者の推計値は把握していると思われませんが、その年々適正な受講者の数の予定などを考えておればお聞かせください。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

適正な受講者の数ということですが、これからその高齢化というのは、これからというよりも、もう現在真ただ中ございまして、高齢者が増えていくのは確実なわけでございます。実際に適正な数というのは定めては現在のところありません。我々が行っている介護予防の中で、一次予防、二次予防というのがございます。二次予防という、いわゆるもう介護のほうにより近い方に関しては、今までの我々の取り組みといたしましては、もうご存じだと思うんですけども、基本チェックリストという、いわゆる身体、あるいは認知といいますか、日常での動作等においてチェックリストというものをつけていただきまして、それでちょっと危ないなというような方に対して、その二次予防、特に通称、介護予防とか、そういったことを、介護予防のほうをお勧めしているわけなんです。その際にはチェックリストを今年度はどの地区ということで郵送して回収、そしてそのうちの対象者何名ということで出ますので、そういった意味での対象者何名ということであれば、数的には毎年適正な数というよりも必要な数というのは出てくるんですけども、委員お尋ねのような適正な受講者の数というのを、あらかじめこちらが決めるということは

現在のところしておりません。

以上でございます。

山形委員長

大竹委員。

大竹委員

どんどん高齢化社会であるので増えていくので、当然ながらある程度目標を持っていないと、その予算とか何かの中でこれから難しくなってくるのではないかと、このようなことを危惧しましてお尋ねしました。

その中で、いきいき体操のことでございますけれども、ここ二、三年の進捗状況をお聞かせください。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

いきいきヘルス体操のここ二、三年の進捗状況でございます。平成23年度、31教室、開催が691回を数えております。延べ参加者数が1万1,627人でございます。平成24年度、教室の数が34教室、789回の開催を重ねております。延べ参加者数は1万2,854人でございます。平成25年度、昨年度でございますけれども、38教室、899回を開催しております。延べ参加者数は1万4,851人でございます。

以上です。

山形委員長

大竹委員。

大竹委員

今、進捗状況を聞きますと、非常に伸び率が高いと思います。そういう中で、その会場も38カ所という形の中で、これからどんどん伸びていくとなると、その会場のキャパシティの問題が起きてくると思いますけれども、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

いきいきヘルス体操は現在コミュニティセンター、市民活動センター、各地区の集会施設で実施をしておりますけれども、昨年度新たに馴染まちづくり協議会のご協力をいただき、佐貫地区の3カ所の自治会館で開催することができております。現在36会場を実施しております、会場のキャパシティ、大竹委員がおっしゃるのは、多分面積のことだと理解するんですけれども、会場の面積は各施設で異なりまして、1会場10名から40名程度の規模の場所が必要となっております。

やはり先ほどの居場所のほうでもちょっとお話をさせていただきましたが、こういったものは大きなところで集まっていたらいいというよりも、歩いて行けるところで、こういった身近なところに体操する会場があれば一番よろしいかなと思います。今までシルバーリハビリの指導士会の先生方のアドバイス、あるいは情報提供などで会場の確保とくに努めてきたわけでございますけれども、これからはそういった活動に賛同いただける

高齢者の方が中心となって、歩いて行ける場所にそういった会場が増えていくことができれば、これは小規模でもいいと思うんです。

例えば、ちょっと余談になってしまうんですが、常総市では、シルバーリハビリ体操とあわせて地元のオリジナルの体操をつくって活動されているというようにお話を聞いたことがございます。そのときに、会場はどうしているんですか。なかなか行政が細かいところまで場所を探して確保するというのは難しいというお話の中で、住んでいるところに近いところ、もう5人でも10人でも、そういった広場があればそういったところに集まるきっかけを地元の方がつくっていただいて、そこに指導員の方が行ったり、あるいはその中心的な方がそういった役割についたりというようなことを聞かせていただいたことがあります。

これからその裾野を広げていくに当たっては、確かに大きなところで、例えば福祉センターとか、あるいはコミュニティセンターとか、そういったところもよろしいんですが、そういった近場のところでもできていけば、さらにこれが加速度的に広がっていくのではないかなというような想定をしております。

以上でございます。

山形委員長

答弁は簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

大竹委員。

大竹委員

ありがとうございます。

歩いて行けるという形で、小規模な形の中で高齢者の皆さんが楽しく生き生きと体操できるような、そのような形の指導員の皆さんとともに、創意工夫をぜひともお願いしたいと思います。

それでは、次に、今回の事業費の中で294万238円が計上されていますけれども、次年度から149万と大きく予算が下がっておるんですけれども、この辺についてご説明願いたいと思います。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

26年度から予算額が下がっているんではというようにご質問でございます。

介護予防に関する予算としては、介護予防普及啓発事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業などがありまして、予算的には減少はしておりません。先ほど申し上げました主要施策の成果報告書なんかでは、事業費の予算に加えて人件費などが含まれておりますので、若干その予算書とは表記が異なりますことから、予算のほうでは減少するというようなふうに見えるんですが、実際は下がってはおりませんので、ご了解願いたいと思います。

山形委員長

大竹委員。

大竹委員

わかりました。

そういう中で、今後ともどんどん予防医学的な見地で発展を目指して行ってほしいと思いますけれども、簡単にその辺のことをお聞かせ願えれば幸いです。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

国において介護予防事業は、高齢者一人ひとりが主体性のある生き方ができ、健康で生き生きと生きていくことができる環境づくりを支援することということで定義をしております。

これから介護予防事業の充実が求められるわけなんですけれども、高齢のほうの担当といたしましては、これからの介護予防事業というのは、単に機能回復、機能を改善というような視点だけではなく、その高齢者が住んでおられる環境や、あるいは生きがいづくりというところまで踏み込んだ取り組みをしていく。それを全体的なバランスの中で進めていくということが介護予防事業のこれからの本質になっていくだろうというふうに考えております。そのような形で今後は進めていまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

山形委員長

大竹委員。

大竹委員

ありがとうございました。

続いて、成果報告書の144・145ページをお願いします。伊藤委員のほうからご質問もありませんので、私のほうから1問だけご質問させていただきます。

高齢者のご要望の中で公共施設、学校に対してのニーズが60%と高いことが示されています。現在その公共施設再編成の問題を考えている中で、この件に関してどのようにお考えになっているかお聞かせ願えれば幸いです。

山形委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

公共施設の再編の問題でございますけれども、今、挙げられておりますのは保健センター、それから、福祉センター、それから、地域福祉会館と、その三つの機能を一つの建物にというような考えでございますけれども、高齢者の場所といたしましては、先ほどのいくら歩いて行けるところで活動ができるといっても、それがずっと通年でというよりは、やはりある程度みんなで集まる場所も必要なのかなというふうに考えます。ですから、福祉センター的な広間ありますけれども、いろいろなその地区の高齢者が集まってやる場所、そして、そこでいろいろ楽しめること、あるいは介護予防事業の体操とか、いろいろな講座とか受けていただければなというふうにも思っております。

それと、やはり高齢者が介護に移っていく流れを、人生のライフスパンですかね、そういった視点で見ますと、やはり40代、50代の今、健診で、メタボ健診とかということで始まっておりますけれども、そういった若いときのいわゆる健康の維持が高齢期に入っても介護になるか、あるいはその介護を使うようになるかというところの大きな境目であるのではないのかなというふうに思います。再編の中では、そういう場所、保健センターも構想の中に入っておるようですけれども、その保健センターで健診やって、より健康について学びながら次のステージ、いわゆる高齢期に入っていくという流れができる上では、三つの複合施設というのは、これからも有効なのではないかなというような考えを実は持っております。

以上でございます。

山形委員長
大竹委員。

大竹委員

私が公共の再編成の中で求めたのは、当然ながら学校の統廃合というのを意識しなければならぬと、そのように思うわけでございまして、高齢者のほうが空き教室があれば、そこで活用したいという望みが高いんですけども、それを安易に受けとめていくと、今後なかなか公共の再編が難しくなるのではないかと、このようなことを危惧したもんでご質問させていただきました。ご答弁は結構でございます。

終わりにします。

山形委員長
油原委員。

油原委員

それでは、お願いをいたします。データ集の26ページ、この中に私立保育所の保育助成事業というのがあります。いろいろな助成事業が並べてありますけれども、この中で病児・病後児の保育事業ですね、これについての要するに保育条件というのか保育体制というのとはどのようになっているのかお知らせをいただきたい。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

病児・病後児保育事業につきましては、三つの区分に分類されますが、それぞれの方ににつきまして看護師を配置して保育に当たっているところでございます。

山形委員長
油原委員。

油原委員

病児保育というのはどちらでやっているのでしょうか。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

病児につきましては、龍ヶ崎済生会病院の事業者内保育施設なでしこ保育園で行っております。

山形委員長
油原委員。

油原委員

この病児保育ですね、この利用状況についてお知らせをいただきたい。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

病児の利用状況でございますが、昨年度25年度1年間で延べ人数が162名で110日ございました。

山形委員長

油原委員。

油原委員

ありがとうございました。

この保育事業というか保育体制について、とやかくどうのこうの言うわけではありませんが、大にこういう病児保育を受けていただけるところというのは、非常にありがたい話なんですけれども、数字的に言うと、やはりそんなに多くの方が利用しているわけではないのではなかろうか。要するに、現実的には子どもが病気になったという、やはり仕事とか休んで自宅で子どもを見ているという状況が非常に多いのではなかろうかと。そういう中で子育て環境を整備していく中で、いろいろな話を聞くんですよ。なかなか子どもちょっと重い病気で、ちょっと長くて首になっちゃうよとか、現実的に休みづらいとか、そういう環境というのはあるんだろうと。でも、やはり仕方なく休んで子どもを家で見るとか、本当にやむを得ないときはこういう病児保育をしていただけたところに預けるというような状況なんだろうと。

そういう中で、私はこれは要望で結構ですけれども、各企業ですね、龍ヶ崎がほかの市町村に話をするというのはなかなか難しいんでしょうけれども、せめても市内の企業に、そういう子育て環境を整備する一環として、やはり子どもが病気的时候には休みやすいとか、なかなか厳しいんだろうけれども、そういう呼びかけというか要請をしていくということが非常に大切なのかと、多くの方が多分休んで子どもを見ている。これは私は一番いい話ですよ、子どもが病気でお母さんと一緒に家にいるというのは、これは一番理想の形なんだろうというふうに思います。そういう意味で、その病児時に仕事がやはり休めるとか、そういう環境をつくっていくという働きかけをお願いをしたいなというふうに思います。これは要望です。

それから、データの23ページ、児童手当と児童扶養手当ですね。この中で児童扶養手当です。3億3,000万のうち国が1億1,000万、3分の2は市が出しているということですが、第3子支援事業ではありませんけれども、他市にないいろいろな助成措置とかをとっていくという中で、これを見ると扶養手当は第2子までが加算5,000円、第3子3,000円ですから、これは国の制度でやっているわけでありましてけれども、こういうところについてやはり独自で第3子以降、第3子を産んでいただける、そういう方々に手厚い支援をしていくというようなことも、この扶養手当の中で実施をしていったらいいんだろうという提案ですけれども、こういう考え方についていかがでしょうか。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立した生活を送ることを支援するため、また、子どもの福祉の増進を図るために設けられている制度でございます。

児童扶養手当の加算額は、油原委員がお話しされた金額でございますが、また別にあります児童手当も児童を養育している方に支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するものとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするもので、二つの制度を合わせて子育て支援の一助としての役割を果たしているものと考えております。

山形委員長
油原委員。

油原委員

児童手当については、やはり3子以降というか、だんだん1万円から1万5,000円とか、そういうように加算されていますので、逆に児童扶養手当は逆に減っていくというようなことで、その辺について確かに児童手当で支援をしておりますから、両方でそれに支援をしているんだろというふうな考え方もあるんだろというふうに思いますけれども、第3子支援という独自施策の中で、やはりそういうことも研究なされたらどうなのかなというところでご提案を申し上げました。

続きまして、データ集の22ページです。生活保護扶助費ですね。この中で、先ほど部長からご説明がありました、過払金の返納とか、返還金ですね。これよく頑張って、決算で見ると582万5,000円、これ返還させたと。これは生活保護者ですからね。未済額はまだ、ここで言うと356万2,000円ありますよということでもありますけれども、この未済額とか返還金に当たっての対応とか、どういう対応をなされてきているのかお知らせをいただきたい。

山形委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

まず、決算書での110ページの生活保護扶助費の中の生活保護費、その中の過払金返納未済額、こちらにつきまして350万ほどの金額が収入未済になっているというような状況でございます。こちらにつきましては、多いものにつきましては居住地から失踪や事件を起こしたりなんかして逮捕、起訴などをされて生活保護廃止となった場合などに、直近の月初に生活保護費支給いたしておりますので、その保護費につきましては廃止日以降の分、こちらについては日割で減額になると、これが過払いが生じる一つの要因です。また、途中から年金の受給なども始まってくるケースもあります。このようなときに過支給になっている場合がございます。そのような場合には、支給した現年分の生活扶助費の中から返還をいただくというようなことでお願いします。ただ、もう消費してしまっているケースもございます。また、失踪や逮捕などにつきましては返還していただくことが非常に難しいというような状況です。委員もご承知のとおり、当市には社会福祉法に法的位置づけのない施設というのが2施設ほどございます。この方々、東京近郊等でホームレスなどをしていただ方が非常に多くて、両施設合わせて60名強の方が入居しており、この施設から失踪する方、これ結構いらっしゃいます。そういった部分でこのような大きな金額に一つとしてはなっております。

もう一つなんですが、先ほど恐らく歳入の部分での38ページの生活保護費返還金、こちらについてでございます。こちらは生活保護法に定めております、63条、78条というような規定があるんですが、こちらの規定で該当になっている方、年金の遡及しての受給や、あるいは生命保険、本来は生活保護者、入ってはなりません、以前に入っていた生命保険、こちらの解約で戻金が入った。あるいは資産を持っていて、生活保護にはしたけれども、その後売却した。あるいは逆に生命保険が入ったままで給付を受けたとか、あるいは生活保護に受給になって、前に入っていた保険制度であるとか、そういったものの還付金があったとか、そういったものがあつた場合には、この歳入として、63条、78条として返還命令をかけます。それで返還にいただいた額、これが580万強の額がございます。

一つ、こちらの歳入につきましては、先ほどの歳出での未収になっている部分、350万ほどでしたか、その部分が繰り越しになって、こちらで調定を上げております。そういったものが、ここ2年ぐらい大分膨らんできておまして、最終的に収入としては580万ぐ

らいございましたけれども、最終的な未済ということでの26年度への繰越額、これが1,300万ほどあるのが現状でございます。

以上でございます。

山形委員長
油原委員。

油原委員

返還金、私は財産収入、売払収入があったり生命保険の解約があって、ですから、持ち金があって、それで返還金というような、それはそれで大いに返還していただくというようなことでありますけれども、生活保護受給者が、その他のやつについてはですよ、毎月例えば13万保護費として出しておりますよ。逆に言えば、最低限の生活ですから、逆に言えば未済額は返還なんかできる話ではないわけですよ、現実的にはね。ですから、こういうときこそ、支払い能力が当然ないわけですから、不納欠損というような形も大いにとるべきなんだろうというふうに思うわけです。ですから、状況によっては大いに違う部分がありますけれども、こういうときこそ不納欠損というのを大いに活用すればいかがかなというふうに思ったわけでありまして。

続きまして、データ集12ページですかね。2番目の小児救急医療の輪番制の話ですけれども、現実的にはこれは当市のこれにかかわる協力病院の利用状況でありますけれども、ただ、現実的にはここの休日医療とか、いろいろな中で、取手協同病院の利用というのは非常に多いんですよ。結構休みの日とか、そういうのは、もうそちらへ直接行ってしまうというような利用が多いと。そういう中で、やはり取手というのは要するに後方支援的な話なんだろうというふうに思いますけれども、この取手協同病院との後方支援というか、そんな意味での協議というのか、それから、現実的に取手協同病院が利用できる状況であれば、そういう取手病院利用の周知とか、その辺についてどのように対応しているのかお知らせください。

山形委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えいたします。

今、油原委員からお話しがありましたように、小児の救急につきましては、やはり基幹病院として稲敷・北相馬地区であればJAとりで総合医療センターと、阿見のほうですと土浦協同病院のほうに行かれる方が多いかと思っております。そちらの病院のほうに集中していたのを緩和する意味で、この小児救急医療輪番制ですか、こちら休日とか夜間については、やはり近くで対応していただいたほうが、患者さんも近いほうがいいということで対応していただいております。ただ、やはり小児救急、どうしてもこちらの病院だけでは対応できないような病状もありますので、その基幹病院としてはJAとりで総合医療センターで、それ以上の対応が必要になると土浦の協同病院というような形で県のほうでも考えております。ですから、今現在では後方支援としてご協力いただいているということでありまして、特に龍ヶ崎市のほうからお願いにあがっているような状況ではございません。ただ、先日も市のほうの市議会の委員ですね、とりで総合医療センターの小児科の部長がいらしていただきまして、そこで多少やりとりとかは行っておりますが、特にお願いのほうはしてございません。

山形委員長
油原委員。

油原委員

J Aとりで総合、昔の協同病院って私も言ったんですが、お子さんを抱えている市民の方が非常に利用が多いですね。そんな意味では、後方支援としての受け入れというか、そういうものはやはり受け入れやすいように市としても要請というか、いろいろな協議をしていく必要があるのかなと。それと、あわせて取手協同病院もいいんですよというような周知も、やはり必要かなというふうに、これは要望とさせていただきたいなというふうに思いますが。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

先ほどちょっとお答えするの漏れてしまいまして、市民の方への周知ということで、市のホームページのほうに最後のところですね。輪番制、何曜日、何時から何時までやっていますという小児救急医療輪番制というお知らせの後の一番最後のところに、4番目としまして、その病院以外に近くでない場合には、小児医療救急24時間対応していただいているJ Aとりで総合医療センター、旧名は取手協同病院のほうに電話して受診していただけますかと、ちょっと書かせてはいただいております。

山形委員長

油原委員。

油原委員

先般、小さいお子さん抱えて、新しく龍ヶ崎に来た人が、やはり小児救急で、どこへ行っていいかわかんないよなんていうような話も聞きますので、一部の方なんだろうとは思いますが、本当に時間外についての対応というのは、取手協同病院やっただけで、そういう意味で周知をお願いしたいというふうに思います。

それから、データ集の16ページです。ここで健康づくり推進事業の中で、食生活改善推進員協議会の活動ということで、本当にボランティアで大いに活躍をしていただいているというようなことで、敬意を表したいなというふうに思いますが、ただ、この協議会の推進員27名おるということでありますが、この推進員の何ていうんですかね、どういう資格を持っているのか、どういう方々がこの推進員になっているのかお知らせをいただきたい。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えいたします。

食生活改善推進員につきましては、市のほうで養成講座を1年置きに行っております。3カ月間その講座に参加していただいて、それでそのまま指導員を続けたいという方には登録していただくような形で、市のほうと、あとは龍ヶ崎保健所管内で、あと県のほうの組織もございます。今現在ですと、23名の方に活動していただいております。

山形委員長

油原委員。

油原委員

ありがとうございました。

そういう講座を受けた方が推進員としてご活躍をいただいているということで、私はボランティアで好きな人が集まってやっているのかなと、そういうところに委託して、それで市民のそういう栄養管理のいろいろな講座をやってもいいのかなと思ったんですが、よくわかりました。大いにひとつそういう方々を、大いにより講座等にご参加をするような環境をつくっていただいて、活躍をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

山形委員長

ほかにございませんか。

大塚委員。

大塚委員

100ページ、お願いします。先ほど深沢委員からもあったんですが、違う角度の質問をしたいと思います。

下3桁900番、家庭児童相談事業の先ほどご説明があった虐待についてなんですが、ちょっと児相との関係も含めてお聞きいたします。

先ほども課長のほうからもお話しましたがけれども、最近、日常的にというか、絶えず報道で新聞やテレビでこの虐待の問題が報道されているんですが、よくその報道で聞くのが、もう少しいわゆる役所、市役所なり児相が踏み込んだ調査をしていけば、例えば極端な話、死に至るような虐待であっても防げたんじゃないかというような報道が時折なされます。こういう場合、恐らく現場ではあることなんだと思うんですが、明らかにいわゆる近隣から見て、あるいは役所の方が行ってみても虐待が行われている可能性が強いというふうに見えた場合に、ただ、保護者、あるいは親御さんが家の中に入ることを拒否するというような場合の対応はどんなふうに行われているかお聞かせいただければと思います。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

幸いなことに、昨年度はそういう訪問して拒否される家庭というのはなかったわけですが、その場合には、子どもには入ることはできませんので、土浦児童相談所と連携をいたしまして、児童相談所の虐待班の担当者が訪問して、そちらを対応するということになります。

山形委員長

大塚委員。

大塚委員

その上でのルーチンというか、具体的な流れとか、その辺はどんなふうに見られているのでしょうか。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

流れにつきましては、常に会議を開いておりまして、そこで意思疎通行っておりまして、

直接住民の方から児童相談所のほうに虐待通告がある場合もございます。それについても関係機関、龍ヶ崎市のほうに連絡がありまして、お互い連絡を密に取り合いまして、訪問や支援体制を計画を立てて、その家庭の支援を進めていくということになっております。

山形委員長
大塚委員。

大塚委員

よくわかりました。

あと、これは会計年度で、そういったことがなかったという課長のお話だったんですが、そこまでいなくても、それに近いというような状況が判断された場合に、いわゆる親御さんのフォローというか、市の支援というか、その辺というのはやはり検討はされているんでしょうか。

山形委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

虐待が結構強いような家庭というのは、今までかかわってきたものを考えますと、子どもに合わせることをやはり拒否するということが多くあります。それにつきましては、保健センターとか児童相談所も、そのお子さんにかかわる全ての関係機関と相談いたしまして、最後まであきらめず、本人の状況を確認するまでは粘り強く訪問していくということで行っております。実際に、そのように行って、数年前ですが、施設のほうに保護したお子さんもございました。

山形委員長
大塚委員。

大塚委員

非常にいわゆるそういうご家庭も、あるいは対応する役所のほうも非常にメンタルな部分が多いので難しい仕事だと思いますけれども、引き続き目配り、気配りをぜひお願いしたいなというふうに思います。今の質問はこれで終わります。

それから、116ページ、一番下です。6200番、疾病予防費なんですけど、もう大変まれないわゆる疾病等、感染症等の疾病が発生した場合についての対応はどんなふうになされてきたか、これと似たような症例がこの会計年度であったかお答えください。

山形委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えします。

昨年度のその感染の病気の関係ということでございますが、特に大きなものはございませんでした。昨年は風疹の関係で市のほうで助成させていただきまして、これは全国的に大流行いたしておりましたが、茨城県内、竜ヶ崎保健所管内でも、こちらによりまして、お子様に障がいが発生したような状況は発生しておりませんでしたので、対策助成金のほうの制度、実施できてよかったと考えております。

山形委員長
大塚委員。

大塚委員

今、申し上げたのは、いわゆるそういうまれな、例えば今でいうとデング熱的なものが発生した場合に、どうされるかというのを検討された経緯はありますかと、デング熱ということじゃないですよ、それは一つの例で挙げたんですが、そういう場合、どういう対応をするかということを検討されてきた経緯はありますか。

山形委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

今、大塚委員からお話がありました、今、全国的に話題になっていますデング熱につきましては、茨城県でも発生したということで、県庁のほうで記者会見とかで発表されていらっしゃるかと思います。県南地区ということでしたので、竜ヶ崎保健所のほうにも確認したんですが、やはりこれは個人情報になりますので、どこどことは言えないと、県南地区としか言えないというような形、そのほかの疾病、病気につきましては、現在市のほうでも新型インフルエンザの対策ということで、対策本部も設置条例とか施行していただいております。こちらにつきましても、今まで市のほうで行動計画を策定してございますので、そちらに基づいて2009年ですかね、やはり海外で発生した新型インフルエンザのときに、やはり全国的にも大騒ぎになって、龍ヶ崎市のほうでも対応したんですが、意外と重症化しなかったものですから、ありがたかったかなと思っています。

ですから、今後重症化する病気も発生する可能性もありますので、今現在、インフルエンザの行動計画につきましては、新たなことで政府のほう、県のほう、行動計画のほう、新しいものができております。市のほうも今、改定の手続を行っております。それに基づいて新型インフルエンザにつきましては、新型インフルエンザ等ということで、それに類似する伝染性の強い病気とか、それについても同じような形で行動計画、マニュアルとかで対応していくことを考えております。

山形委員長
大塚委員。

大塚委員

よくわかりました。

今後もしそういう検討をしっかりと、動きを確認しておいていただきたいと思います。以上です。

山形委員長
ほかにございませんか。
近藤委員。

近藤委員

決算書の14ページなんですけど、真ん中あたりのところに保育所運営費徴収金がございます。4本立てでございますけれども、先ほどは部長からのご説明で徴収率が上がったと、25年のですね、というお話がありました。その理由については伊藤委員から質問がありましたように、児童手当から充当するということです。

お伺いしたいのは2点ございまして、一つは、充当すると言いながら、まだ残っている

部分があるということですよね。だから、それでは足りなかったのかということと、それと、もう一つは、児童手当等の中から充当するんだけど、充当するには全額その保育所のほうに充当してしまうのか、そうではなくて差し押さえ等々、どのように一定程度は残すのか、その2点についてお聞かせください。

山形委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

まず、充当した部分がまだ足りなかったのかということですが、100万単位で滞納されている方など、高額者がありまして、なかなかまだこの収入が完済されるということは難しい状況でございます。

次の充当の金額ということ、充当に当たってですが、まず充当の仕方で申し上げますと、保育所入所の手続の際に同意書を、保育料が滞納になった場合には児童手当で充当してよろしいという同意書をいただいております。それで、その後通常どおり保育料を納めていただくわけですが、その後、何らかの理由で滞納が続いてしまって3カ月を過ぎても納付がなかった場合には、充当をさせていただくという形をとらせていただいております。ただ、その充当するという際には、児童手当が6月、10月、2月の支給となっております、その支給日、その月ごとの10日となっておりますが、その10日支給日の2週間前には充当しますよというお知らせをさせていただいて、それで金額もお知らせさせていただきまして、それでもし何かあれば、これは困るというような話であれば、そちらのほうはその件に関しましてはご連絡いただきまして、お互いにお話し合いをしまして、その中でじゃ、児童手当をいただいてから現金で幾ら幾ら納められる金額をお話し合いのもとで現金でお支払いいただく。ご意見がなく、そのまま充当していいという何の連絡もなかった方につきましては、充当させていただくということでやらせていただいております。

山形委員長

近藤委員。

近藤委員

伊藤委員、そのように丁寧に、親切に対応していますので、ご安心ください。

112ページなんですけど、下のほうに5700番、医療対策事業ということで病院群輪番制と小児救急輪番制が載っています。データ集では11ページなんですけど、データ集を見て、この休日救急一次診療実施状況、それから、次のところに休日及び夜間の病院群輪番制病院云々と、それから、3番目に休日及び夜間の小児救急というのがございます。

ここで、11ページのところのこの一次診療なんですけれども、これを見ますと、全部で3,958人おられて、救急を要する者が1,789、救急を要しない者が2,169ということで、54%は救急を要しないということですよね。ここから類推して、この次のページの2、3も含めて考えると、必ずしも救急を要しないという方も行っているということが読み取れるんじゃないかと思えます。それで54%、半数以上、こちらの休日の救急一次診療のほうなんですけれども、こういう状況だ。その他についても、必ずしも救急を要しないというのがあるんじゃないかと思えます。

それで、平日頃からは、やはり例えば子どもの場合には、例えば、ここに子ども救急電話相談というのがあります。こういうのだとか、それから、その他いろいろ相談の窓口はあると思うんですよ。日頃からこういうところに相談するようなくせがついていけば、今、言ったような救急を要しない方が搬送されるというようなことは少なくなるんじゃないかというふうに思いますが、要するに、救急を要しない方たちも行くというのは、制度を運用、維持していくのに、少し妨げになるんじゃないか。もちろん心配だから行く人をとめ

るわけにはいきませんが、そういう観点から日常的な啓発です、そういうことをどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

山形委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えいたします。

こちらの11ページの(1)ですね、休日救急一次診療実施状況につきましては、市内の医療機関、お医者で休日当番医、市の広報とか市のホームページとかにも載せておるんですが、やはりどうしても医者に休日かかりたいという方のために、そちらで当番制を1日、二つの医療機関でやっていただいております。その結果が、こちらの年間で3,958の方になっております。やはり救急を要する方、要しない方、これは医者で判断していただいていると思うんですが、やはりかかりたいという方には私どもとしてはかかっていると思うので、そういう相談があれば医者に診てもらってくださいと、通常の日でも結構相談、こういう場合があるんですけれども、どうしようという電話が来るんですけれども、心配であれば医者にかかってくださいというようなことでお話ししております。

今、委員のほうからもご提案がありました、電話とかでその電話相談とかの制度があれば、それで緊急を要しないと判断、そのお子さんとかしていただければ、こちらの制度のほうですね、やはりどうしても多いときですと待ち時間とかも多くなってしまいうから、少しでも少なくできるかなと思いますので、そちらももうちょっとPRをしたいと思います。

山形委員長

近藤委員。

近藤委員

ありがとうございます。

行くなどはもちろん言えませんので、日常的にというか、日頃から啓発をして、相談窓口があるんだったら相談して、これは行かなくても大丈夫かなというような判断がそこでもできると思いますので、そういう意味での質問をさせていただきました。

最後なんですけれども、92ページなんですけど、上のほうに見守りネットワーク事業ということで、先ほど深沢委員から質問がございました。私は非常にあんしん絆ネットワーク、いい制度だというふうに思います。多くの市民、あるいは事業者の方に協力していただい。ただ、なかなか、とりわけ先ほどのお話ですと、個人の場合は224人の協力員がおられるということなんですけれども、ちょっと私ごとで恐縮なんですけれども、私も協力員の一人に登録させていただいているんですけれども、日常的にその情報が少し少ないんじゃないか。26件、年間こういうことがありましたというんですけれども、そういう内容だとか、それから、市のほうからこういう点に留意をして日常的に目配り、気配りをしてほしいというようなことを言っていただくとか、私はこのアンケートに書きましたけれども、会員といいますか登録者、登録員、協力員ですか、それと事業者の方たちの間で会報みたいなものをつくって、毎月とは言いませんけれども、とにかく情報をしっかり出していただくことと、その情報を共有して常日頃から自分は協力員だということを認識することが大事だと思いますが、そういう部分が足りないのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

今、ご指摘をいただきました。現実的には、昨年度に意見交換会ということで事業者の方、あるいは協力者の方、一部だったんですが、呼びかけをさせていただいて、行っております。今年度につきましても、来月に、こちらの意見交換会を行う予定でございます。

ただ、この見守りネットワーク事業につきまして、協力の事業所というのは、先ほど131事業所が登録いただいているということでお話をさせていただきました。一般市民の方にもこういうネットワーク事業があるんだというようなことで、ご協力を呼びかけて224名の方が登録をしていただいたところでございます。どちらかといえば、この見守りネットワーク事業というふうに申しておりますが、ご近所の方とか、ちょっと異変に気づいた方が、何かおかしいぞというようなことを市のほうにご連絡をいただいて、市のほうでそれに対応するというような事業と考えております。

こういう事業についての周知等につきましては、この後ですけれども、先ほど申しました今年度の10月に行う意見交換会の模様であるとかのものを政策情報誌、こちらのほうに掲載をして呼びかけてまいるといふようなことを予定しておりますので、そのようなことを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

山形委員長

ほかにございませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号 平成25年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、ご説明をさせていただきます。

決算書204ページ、205ページをお願いいたします。

はじめに、歳入の国民健康保険税でございます。一番上の欄を見ていただきたいと思います。全体の数字が出ております。全体の調定額31億5,766万9,466円と、そして収入済額が19億7,665万9,167円ということで、全体の収納率につきましては62.6%という状況でございます。前年度につきましては60.8%ということで1.8ポイント増という形になっております。次に、その右隣でございます。全体の不納欠損額につきましては2億639万396円ということで、前年度は1億2,682万2,280円ということで大幅に増えております。7,960万円ほど増えている状況でございます。その右隣でございます。収入未済額につきましては9億7,461万9,903円ということで、前年度につきましては11億2,600万5,172円ということで、マイナスで1億5,000万程度未済のほうは減っているという状況でございます。次に、収納率につきましては、現年度分と滞納繰越分で見ますと、収納率の現年度分につきましては、平成25年度で89.55%、平成24年度が88.55%で1ポイントの増という状況でございます。滞納繰越分につきましては、平成25年度13.41%、平成24年度は11.93%でございますので、1.5ポイントの増となっているという状況でございます。

続きまして、次のページ、206ページ、207ページをお願いいたします。

3番の使用料及び手数料でございます。

国民健康保険税督促手数料ということで153万2,105円歳入されております。件数で申し上げますと、1万7,200件程度でございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金でございます。

療養給付費等国庫負担金でございますけれども、療養給付費の国庫負担、これはルール分として32%でございます。一般被保険者療養給付費、そして、後期高齢者支援金、そして、介護納付金と、それぞれ国庫負担分として32%補助されているという状況でございます。

次に、高額医療費共同事業拠出金でございます。この事業は県単位で高額な医療費の発生に対する再保険的な事業でございます。市町村が医療費に応じた額を拠出をしまして、高額な医療費80万円以上が発生した場合、交付金が交付されるという制度でございます。この拠出金に対しまして、国のほうで4分の1負担があるということでございます。県でも4分の1負担がございます。

続きまして、特定健康診査等事業費でございます。事業費に対しまして、国が3分の1負担するものでございます。県も同じく3分の1の負担でございます。過年度分につきましては、前年度の精算分ということで、これも同じく3分の1の補助でございます。

続きまして、国庫補助金でございます。

普通調整交付金でございますけれども、この交付金につきましては、市町村の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

1番の一般分につきましては、医療分と後期高齢者支援分でございます。

2番については、介護納付金分ということでの交付金でございます。

続きまして、特別調整交付金でございます。特別な事情があると認められた場合に交付されるものでございます。東日本大震災後の医療費の増加などの事情が考慮されております。

続きまして、災害臨時特例補助金につきましては、福島原発事故による避難区域からの転入者に係る保険税、一部負担金の減免額に対する補助でございます。

続きまして、次のページ、208ページ、209ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の高齢者医療制度円滑運営事業費につきましては、70歳から74歳の方につきましては、本来医療費の本人負担は2割負担でございますけれども、時限措置として1割負担とした措置が平成25年度も延長されました。これに伴う事務経費に対する補助金でございます。

続きまして、療養給付費等交付金でございます。退職医療制度該当者に係る療養給付費につきましては、被用者保険のほうから賄われるというもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

退職被保険者等療養給付費につきましては3億9,100万円ほど、また、その高齢者支援金相当額につきましては9,600万円ほどの歳入でございます。

続きまして、その下でございます。前期高齢者交付金であります。前期高齢者制度でございますけれども、65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する制度でございます。前期高齢者の加入が多い国保の財政支援を若年層の加入が多い被用者保険が賄っていると、こういった形になっております。交付される額が16億5,305万円ほどに対しまして、市の国保が納入する額、後ほど出てきますけれども、116万3,885円ということでございます。

次に、県支出金でございます。

高額医療費共同事業拠出金につきましては、先ほど説明のとおりでございます。4分の1の負担割合でございます。

続きまして、特定健康診査等事業費、そして、その下の過年度分につきましても、国と同様に3分の1の県の負担でございます。

その下の財政調整交付金でございます。これにつきましても、県の財政調整ということで県内の市町村国保の財政を調整するために交付されるものでございます。

続きまして、共同事業交付金でございます。

先ほど申し上げました、高額医療費共同事業交付金につきまして、国保連からの歳入となるものでございまして、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の100分の59が交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。210ページ、211ページでございます。

一番上、保健財政共同安定化事業交付金でございます。この事業につきましても高額医療費共同事業と同じ目的の事業でございまして、レセプト1件当たり30万円を超える医療費のうち、8万円から80万円未満の医療費について、その100分の59が交付されるというものでございます。

次に、財産収入でございます。

国民健康保険支払準備基金利子につきましては5,349円ということでございます。

次に、繰入金でございます。

一般会計繰入金ということで、まず、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の軽減として7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置がございまして、この軽減措置に対しまして県のほうでその保険税の軽減分ですね、4分の3が補助されます。残り4分の1について市で負担をするわけなんですけれども、これを一般会計で措置して4分の4の形で一般会計から繰り入れるものでございます。

その下、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、これにつきましては、やはり税軽減の被保険者数の数に応じまして国が2分の1、県4分の1、市4分の1を一般会計で措置して4分の4を繰り入れるという形になっております。

続きまして、国民健康保険事業職員給与費等繰入金につきましては1億4,400万円程度の繰り入れでございます。

次の出産育児一時金繰入金につきましては、3分の2相当額を市が負担するというルールがございまして、そのルールに基づいた繰り入れでございます。

次に、財政安定化支援事業繰入金につきましては、被保険者の中で低所得者が多いとか高齢の被保険者が多いなど、保険者の責めに帰すことができないような特別な事情に対しまして交付税措置されるものでございます。

続きまして、その他一般会計繰入金でございます。総額で1億9,673万円程度でございますけれども、前年度より3,484万円ほど増となっております。内容でございますけれども、マルフクの波及分、ペナルティー分とよく言われますが、それが8,100万円程度でございます。前年度より1,250万円程度増となっております。二つ目でございますけれども、保険事業分につきましては2,725万程度で、前年度より90万円ほど減となっているということでございます。そして、最終的に国保会計の収支を均衡させるための赤字繰入金というものが8,846万円程度になってございまして、昨年よりも2,300万ほど増となっていると、こういった状況でございます。

続きまして、国民健康保険事業繰越金につきましては、平成24年度補助金等の精算に係るものでございます。

次に、諸収入でございます。

一般被保険者延滞金につきましては3,465件分の延滞金でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の項目で一般被保険者加算金というものがございまして、調定額が37万5,463円、同額が収入未済額となっております。これにつきましましては、坂東市の医療機関の診療報酬に不正支給があったことから、加算金40%を加算したものでございます。

続きまして、市預金利子でございます。歳計現金運用利子でございます。

続きまして、雑入でございます。第三者納付金でございます。交通事故等に係る保険給付の賠償金でございます。

一般被保険者分、これについては26人分、退職被保険者分につきましては1件分でございます。

次に、一般被保険者返納金でございます。返納金につきましては、資格喪失後に国保で受診した際など、他の保険で支払うべき治療費を返納いただくものでございます。調定額が483万6,753円でございます。この中に、先ほどご説明しました坂東市の医療機関の不正分、これが160万744円、これも含まれているという状況でございます。収入済額240万46円につきましては、個人の方138件分でございます。その横の不納欠損額1万9,607円につきましては、3件分の不納欠損でございます。その右隣、収入未済額につきましては、医療機関分のほかに個人分で95件分が未済となっていると、こういった状況でございます。

次に、その下、退職被保険者等返納金につきましては4件分の収入でございます。

続きまして、前期高齢者指定公費につきましては、70歳から74歳の方の医療費の本人負担、本来2割を1割負担とするための国の負担分でございます。

次に、雑入で特定健康診査受診者負担金につきましては、基本健診、1人当たり800円の自己負担分でございます。2,769人分でございます。

次に、特定保健指導教室受講者等負担金につきましては、調理実習材料代として1人当たり200円の自己負担分でございます。67人分でございます。

最後になります。老人保健医療費拠出金還付金につきましては627円ということで、収入のほうは以上でございます。

次に、歳出のほうでございます。216ページ、217ページをお願いいたします。

総務費でございます。

まず、100番、職員給与費（国民健康保険総務管理）につきましては、保険年金課職員12人分でございます。

200番、国民健康保険事務費でございます。報酬、非常勤職員報酬につきましては、国保運営協議会委員の報酬でございます。その下、非常勤嘱託職員報酬につきましては、レセプト点検員が2人、窓口業務嘱託員1人の報酬でございます。次に、委託料でございます。レセプト電算処理につきましては、医療機関からのレセプトのデータ管理システムの保守経費でございます。国保連のほうに委託をしております。次に、使用料及び賃借料は国民健康保険システムの賃借料でございます。次に、22番の賠償金につきましては、市が国保税の滞納に基づきまして差し押さえを行った物件の公売により配当を受けた94万1,800円に対し、訴訟が起こされまして、裁判所の和解勧告によりまして同額を和解金として支払ったものでございます。

次に、300番、国民健康保険団体連合会負担金につきましては、国保連の事務の共通経費の市負担分でございます。

次に、徴税費であります。

400番、国民健康保険賦課事務費につきましては、納税通知書等の印刷、郵送料等の経費でございます。

ページ、次のページ、218・219ページでございます。

一番上の500番につきましては、総務部納税課の所管でございます。

その下600番でございます。国民健康保険趣旨普及費につきましては、窓口配布用のパンフレットの作成経費でございます。

次に、保険給付費でございます。まず、全体を見ていただきます。一番上の全体の支出済額でございます。51億7,148万9,255円でございます。前年度が48億9,337万3,466円というところで5.68%の増となっているところでございます。

続きまして、その下に入ります。はじめに、療養給付費とございます。療養給付費につきましては、保健証を持って医療機関にかかった際の窓口負担分以外の医療費の部分でございます。

700番、一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者、これにつきましては平成25年度末で2万769人いらっしゃいます。この方の部分の療養給付費でございます。前年度と比べまして5.77%の増という状況でございます。

次に、800番、退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者、これが25年

度末で1,374人いらっしゃいます。この方の療養給付費でございます。前年とほぼ同額となっております。

次に、3番、4番の療養費です。療養費は医師の指示に基づいた補装具、コルセット、ギプスや、はり・きゅう・マッサージを受けた際の費用について自己負担分を除いた部分でございます。

900番、一般被保険者の療養費につきましては、前年度比で7.95%の増となっております。

1000番、退職被保険者等療養費につきましては、前年度比で7.9%の減という状況でございます。

1100番、国民健康保険審査支払手数料につきましては、診療報酬の審査手数料として国保連のほうに支払うものでございます。

次のページお願いいたします。220ページ、221ページでございます。

高額療養費でございます。高額療養費は医療費の自己負担分が一定額を超えた場合、その超えた分が支給されるものでございます。

1200番、一般被保険者高額療養費につきましては、前年度比で10.15%の増でございます。7,502件でございます。

次に、1300番、退職被保険者等高額療養費につきましては、前年度比で8.59%の増となっております。485件でございます。

次に、高額介護合算療養費でございます。これは同一世帯の中で介護保険、国保のそれぞれの自己負担分の合計額が一定額を超えた場合、その超えた分が支給されるものでございます。

一般被保険者分として3万3,042円、退職被保険者は該当者なしという状況でございます。

次に、移送費でございます。移送費は療養の給付を受けるために病院等に移送されたときの費用を支給するものでございます。

退職のほうで1人ございました。急性骨髄性白血病の方の治療のために臍帯血を東京臍帯血バンクより筑波大学附属病院へ移送した費用に対する支給となっております。

次に、1800番、出産育児一時金につきましては、109件分でございます。額としましては産科医療補償制度、加入者については1人の子当たり42万円ということでございます。

1900番、出産育児一時金支払手数料につきましては、次のページをめくっていただきます。222・223、これにつきましては直接払制度の手数料ということで、国保連のほうに支出しております。

2000番、葬祭費でございます。1件、5万円ということで111件分でございます。

次に、後期高齢者支援金等であります。後期高齢者医療制度におきましては、74歳までの方が医療費の約4割を負担いたします。その負担分は各保険者で拠出をするわけでございます。当市国保の負担金としまして診療報酬支払基金のほうに支出するものでございます。前年度比で5.54%の増ということになっております。

2200番、事務費拠出金については事務費分の拠出でございます。

続きまして、2300番、前期高齢者納付金につきましては、歳入のところでもご説明をいたしました。65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する制度でございます。収入のほうでは16億円ほどあったわけなんですけれども、納入する額は116万3,885円ということでございます。

2400番、事務費拠出金については事務費分の拠出でございます。

続きまして、2600番、老人保健事務費拠出金につきましては、平成19年度で終了しました老人保健の精算に伴う事務経費でございます。診療報酬支払基金のほうへ支出しております。

続きまして、次のページでございます。224・225ページでございます。

2700番、介護納付金です。介護保険制度におきましては40歳から64歳までのいわゆる2

号被保険者が全体の介護給付費の29%を賄うということになっております。この分について各保険者で拠出するわけでございまして、市の国保の負担分ということでございます。前年度比6.24%の増でございます。

次に、共同事業拠出金でございます。

高額医療費共同事業拠出金につきましては、80万円以上の医療費のかかる再保険的な制度でございまして、前年度に比べまして15.19%減という状況でございます。

保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、先ほど申し上げました8万から80万円未満の医療費についての制度でございますけれども、これについても6.68%の減という状況でございます。

続きまして、3200番、その他共同事業事務費拠出金につきましては、年金記録によりまして退職者医療制度に該当する方をリストアップする事務経費でございます。

続きまして、保健事業費でございます。

3300番、特定健康診査等事業でございます。

次のページをお願いいたします。226・227ページでございます。

主なものとしまして、役務費、通信運搬費につきましては受診券、勸奨通知、受診結果等の郵送料でございます。委託料、特定健康診査につきましては、集団健診及び医師会加盟の医療機関健診にかかる委託費でございます。実績を申し上げますと、集団健診の受診者が3,222人、医療機関健診が183人という実績でございます。

次に、3400番でございます。医療費通知費につきましては、年6回の通知にかかる経費でございます。

続きまして、3500番、人間ドック助成費につきましては、市と契約している医療機関の健診額の2分の1、上限2万円を補助するものでございます。実績を申し上げます。人間ドックが788件、脳ドックが46件という実績でございます。

続きまして、3600番、国民健康保険支払準備基金費につきましては、基金の利子を積んでいるということでございます。

続きまして、228・229ページでございます。

3700番、一般被保険者保険税還付金につきましては、遡及して国保資格を喪失したことによる保険税の還付でございます。234件分でございます。

次に、3900番、国庫支出金等返還金につきましては、平成24年度の国庫負担金、支払基金からの交付金の精算に伴うものでございます。

4000番、前期高齢者指定公費につきましては、歳入で申し上げたとおり70歳から74歳の自己負担1割凍結による公費の負担分でございます。

以上で説明を終わります。

山形委員長

休憩いたします。

午後3時30分再開の予定であります。

【休 憩】

山形委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

はじめに、宮田健康増進課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

先ほど伊藤委員からご質問のありました件についてです。里帰りで赤ちゃん訪問をして

いただいているというのは、当市からよその市町村に行かれた方、20人の方を相手先の市町村で訪問していただいております。

山形委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。

先ほど冒頭に言いましたように、簡潔明瞭に答弁者も質問者もお願いしたいと思います。

質疑ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

収納率については先ほどお話がありました。それで、その滞納者数、件数とその滞納理由とその対応について伺います。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

滞納者数でございますが、3,260人でございます。

滞納理由でございますが、多くの方が生活費や借金等の支払いで納税まで手が回らない、不景気で仕事がないといった理由でございますが、一方で、収入の割に税額が高い、あるいは医療機関を受診しないのに保険税を徴収されることへの不満を理由に挙げている方もいらっしゃいます。このような制度や課税方法に不満を持つ方に対しましては、制度の趣旨、課税内容をご理解いただくため、丁寧な説明を行うなど、納税につなげる努力を行っているところでございます。

以上でございます。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

滞納理由も様々にあると思うんですけども、納税していただくような方法としては、どんなことをやっているんでしょうか。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

いわゆる納税相談ということをご設けてございます。特に短期被保険者証の切り替え時期であります3月、9月には、土曜、日曜日にも日程を決めまして休日窓口を開設し、納税課と連携し、対応しているところでございます。

なお、今年度におきましても9月16日、本日から9月26日まで、その間の9月20日の土曜日と21日の日曜日にも開庁いたしまして、短期被保険者証等切り替え世帯を対象に納税相談を実施する予定となっております。以上でございます。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

それぞれ努力はなさっているんだというふうには思います。

それで、その申請減免というのがあると思うんですけども、そういった対象になった人というのはいらっしゃいますか。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

国民健康保険税の減免対象者数でございますが、平成25年度は2世帯、5名の方でございます。全て全額免除を行っております。これは国が指定する福島第一原子力発電所の事故に伴って、計画的避難区域または警戒区域となった南相馬市から当市に避難してこられた方に対する減免措置でございます。一部負担金についても免除対象としております。

以上でございます。

伊藤委員

福島の方々はまだ本当に当然だと思うんですけども、一般のこの龍ヶ崎市内の方でやはり非常に困っていれば減免できるという規定が申請減免であるわけですよね。その辺のことについてはなかったということですね。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、25年度はございませんでした。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

それでは、こういった今の滞納理由の中にも、本当に生活が困っている、そういうような方がいるということでは、その申請減免の対象になるのではないかとというふうには私は思うんですが、今後その申請減免に対する広報とかお知らせ、そのことについては十分に行っていただきたいと思うんですが、そのことについてお伺いします。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

これまでも広報紙、ホームページ等で行っているところでございますけれども、引き続き周知徹底を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

伊藤委員

よろしく願いいたします。

それでは、決算書の217ページの02000200に関係すると思うんですけども、保険証で資格証明書、短期保険証の発行件数等について伺いをいたします。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

短期被保険者証、資格証明書の交付状況でございます。今年の2月の段階で滞納者世帯をリストアップしますと、該当世帯は合計で2,404世帯でございました。その後、納税相談などを受け、納税いただき、一般被保険者証に切りかわりました世帯を除きまして、一番新しいデータでございます、平成26年7月1日を基準日といたしまして、短期被保険者証の交付世帯は1,437世帯、人数にしまして2,540人、平成25年度の同時期での交付は1,540世帯となっております。

続きまして、資格証明書の交付状況でございます。7月1日現在、98世帯、123人、平成25年度の同時期での交付は80世帯となっております。

以上でございます。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

なかなか資格証明書とか短期保険証の発行がされるということは、本当にお医者に行けなくなるという状況もありますので、毎回毎回私は言っているんですけども、なるべくこれが発行されないような方向で検討をお願いしたいと思います。

以上です。

山形委員長

ほかにもございませんか。

近藤委員。

近藤委員

決算書の221ページです。一番上の段なんですけれども、高額療養費です。先ほどのご説明ですと、前年度より10.15%増で7,502件ということなんですけど、これに関連して一般会計のほうで高額療養費の貸付事業については、平成25年度は2件、24年度は5件というお話がございました。理由は限度額認定の制度ができたのでということのご説明もありました。

伺いたいのは、この限度額認定の申請手続等の事務の流れといたしましうか、それと、それから、実際にこの適用を受けた高額療養費自体が7,502件なわけですから、この適用を受けた件数についてお聞かせください。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

事務の流れにつきましては、保険年金課のほうの窓口に来ていただきまして、ご相談の

上、限度額認定証の交付をしているところでございます。

続きまして、数値につきましては、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

山形委員長

近藤委員。

近藤委員

被保険者がその限度額認定証をもらうために保険年金課の窓口に行きますよね。それはどういう段階で来るのでしょうか。病院にかかり、入院する、あるいは外来でかなり金額になるよということがわかるというのが、すぐさまではないんだと思うんですよね。だから、どういう段階で来て、どういう段階で申請をして、それでどういう段階でその申請が認められて認定証が出るのか、その辺についてお聞かせいただければと思いますけれども。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

多くはやはり高額になるものですから、病院のほうでそのような制度がありますというようなお話をさせていただいてまして、その後、保険年金課のほうに来るお客様もいらっしゃるといのが大多数でございます。

山形委員長

近藤委員。

近藤委員

そうすると、病院のほうから、医療機関のほうからこういう制度がありますよというのを知らされて、それから窓口に来て、この認定を受けるということになると思うんですけども、それで別に事務に支障はないわけですよね。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

多くは病院のほうからご紹介をいただき、また、限度額認定証の制度につきましては、いろいろな機会を設けて周知をしているところでございます。事務の流れにつきましては支障はないというふうに考えております。

山形委員長

近藤委員。

近藤委員

この点について最後に1点だけ、高額療養費の平成25年度で一番高額の医療費を使われた被保険者ですか、どれぐらいの金額なのか、もし差し支えなければ病名等、あるいは医療行為等についてお聞かせいただければと思います。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

病名というところは、ちょっとまだわかりませんが、療養費としましては1,500万円かかったという関係で私どものほうでは把握しているところでございます。

山形委員長

近藤委員。

近藤委員

個人情報なんで、あんまり聞けないと思うんで、差し支えない範囲ということで申し上げますけれども、1,500万円の方、被保険者の方がいらしたということですよ。わかりました。ありがとうございます。

次ですけれども、次は、227ページ、真ん中あたりに医療費通知費というのがございます。これについては事業仕分けで、やめるべきだという結論が出ているんですけれども、ただ、県内の保険者、他の保険者との関連もあって、やめられないということなんですけれども、他の保険者等との協議の状況と、それから、続けていくからにはやはりメリットが当然あるわけなんですけれども、その辺の検証はされているのかどうか、その2点お聞かせください。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

他市町村との協議という場で、この件について話し合いをしたことは今までございません。ただ、今ご指摘のありましたように、今後、集まる機会があります。そのようなときに話にのせていきたいというふうに思っております。

続きまして、この医療費通知でございますけれども、先ほど部長からもお話がありましたように年6回通知をしているところでございます。これにつきましては、現在、医療費としてどのぐらいかかったのかということをお知らせするということによって、いろいろな受け取り方があろうかと思っておりますけれども、医療費の削減につながっていけばいいというような形で医療費の通知を差し上げているというところでございます。

以上でございます。

山形委員長

油原委員。

油原委員

決算書の211ページですね、繰入金です。若干いつも似たような質問して申しわけないんですけれども、その一般会計からの繰り入れですね。先ほどの説明、このその他の一般会計繰入金というのは1億9,700万、このうちの実質赤字額の補填というのは8,840万だと、これが赤字分として一般会計から繰り入れされているよということでもありますけれども、基本的に当然これを入れないとなると保険料の問題になってくるんだろうというふうに思いますけれども、一つには、やはり保険料を現状というか値上げをしないという方向の中で一般会計からの繰り入れ、これいろいろ状況によっては額が相当変動しますので、その

繰入額についてどの程度まで繰り入れをしていくのか。それから、やはり保険料ですね、逆に国保というのは独立会計ですから、一般会計からの不足分を入れるということになると、やはり基本的にはない話でありますけれども、保険料の見直しですね。ですから、この繰入額と保険料の見直し、こういう基本的な考え方について伺いをいたします。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

国民健康保険事業特別会計繰入金についてでございます。内訳でございますが、先ほど部長からもお話がありましたように、5項目のルール分と法定外繰り入れ分から成っております。

まず、ルール分でございます。保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）といたしまして1億7,992万1,400円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）として4,370万3,296円、職員給与費等繰入金といたしまして1億4,404万1,019円、出産育児一時金繰入金としまして3,001万7,414円、財政安定化支援事業繰入金としまして2,424万1,000円、以上が、これら5項目がルール分で、金額にいたしまして4億2,192万4,129円となっております。また、法定外繰入金としましては、その他一般会計繰入金といたしまして1億9,673万1,194円となっております。

なお、その他一般会計繰入金の内訳でございますけれども、マルフク波及分といたしまして8,102万214円、保健事業費相当分といたしまして2,725万354円、保険税の負担緩和、いわゆる赤字分でございます、これが8,846万626円となっております。

この赤字繰り入れでございます。平成20年度でございますが、当市におきましては国保税の税率を改正させていただいたところでございます。当時は国全体の構造改革がありまして、後期高齢者医療制度とか前期高齢者交付金が導入される一方で、高齢者医療への支援金、介護保険への納付金など、高齢化に伴う支出が年々増加し、歳出に対する歳入不足が一層拡大していく状況にありました。このまま拡大していく収支の赤字分を一般会計からの繰り入れを受けて、国民健康保険を運営していくことは限界に達しつつ、収入と支出の差額、赤字分が約2億円にまで拡大する見込みでございました。

そこで、財政課との協議の上、国民健康保険の被保険者の皆様には収支の赤字分のおおむね2分の1を税率改正分でお願ひし、残りを市の一般会計から繰り出すという形をとらせていただいた経緯がございました。

今後、赤字が増えた場合の対応でございますが、一般会計からの無制限に繰り入れをお願いするというにもまいりませんし、一方、税率引き上げが被保険者の生活に直接影響を及ぼすという問題もございます。このようなことから、今後、平成20年度の状況と同じような規模の繰り入れが必要となった場合には、当然のことながら税率の引き上げも視野に入れた検討に迫られるものと考えているところでございます。

したがって、赤字繰入額につきましては国保税の税率を改正する上で非常に重要な要素の一つであると認識しております。

以上でございます。

山形委員長

油原委員。

油原委員

ありがとうございました。

基本的には今こういう状況の中で、私個人的には保険料の見直しはすべきではないんだ

ろうと、要するに上げる必要性はやはり一般会計で少し補填をしていく必要があるのかなと、現状の中ではですよ。保険料の見直しの中で高い、高いと言われているのは、基本的には、トータル的には総額は変えられないんでしょうけれども、要するに、資産割とか、いつも言っていますけれども、生産性のない資産を持っていて、それで課税されていて、現実的には年金しかもらっていない人がなぜ払えるんですかということですよ。ですから、そういう意味では保険料の算定の基礎の見直しというか、検討のやはり必要があるんだろうというふうに思います。

8,800万ですね、不足分として、赤字分として、これは決算の205ページで伊藤委員が滞納繰り越しの話がありましたけれども、これは現年未済額が2億1,000万、それから、滞納繰り越しで、滞納分の収入済額が1億8,000万、それで不納欠損が2億です。ですから、これ不納欠損なかったら累積ですよ。ただ、逆に言えばこの8,800万の不足分について現年未済額、それから、その滞納の収支額を上げる、下げる、そういう努力で8,800万は確保できてくるんで、そういう努力をしていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

終わります。

山形委員長

ほかにございませんか。

【な し】

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号 平成25年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

決算書255・256ページをお願いいたします。

まず、介護保険の状況というのをちょっとお話しさせていただきます。

1号被保険者数でございますけれども、26年3月末で1万8,068人でございます。前年度が1万7,171人でございますので、5.2%の増となっております。

それでは、説明のほうに入ります。

歳入でございます。

まず、保険料です。第1号被保険者の介護保険料でございます。

現年賦課分で見いただきたいと思います。調定額が10億688万8,300円に対しまして、収入済額が9億8,721万8,600円ということで、収納率が98.01%となっております。前年度が98.04%ということで、ほぼ同率となっております。

次に、滞納繰越分でございます。3,331万7,525円の調定額に対しまして、収入済額が399万9,580円ということで、収納率は12.00%ということで、前年度が13.81%でございますので1.8ポイント下がっているという状況でございます。次に、不納欠損でございますけれども、調定額の33%に当たる1,108万3,000円を不納欠損処理しております。対象者は337人でございます。

続きまして、使用料及び手数料につきましては、介護保険料の督促手数料2,209件分でございます。

次に、国庫支出金でございます。

介護給付費国庫負担金につきましては、介護給付費に対しまして施設15%、それ以外20%という国の負担ルールがございます。これに基づいて交付されるものでございます。

普通調整交付金につきましては、市町村の責めによらない保険料収入不足と給付費増を

調整するため交付されるものでございます。

次に、地域支援介護予防事業交付金現年度分につきましては、歳出にあります地域支援事業費のうち介護予防事業費に係る交付金でございます。交付割合は25%でございます。二次予防対象把握事業をはじめ、各介護予防事業が対象事業でございます。

次に、地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分につきましては、同じく地域支援事業費のうち包括的支援・任意事業費について交付割合39.5%で交付されるものです。地域包括支援センター人件費、運営費等が対象となるものでございます。

次に、介護保険災害臨時特例補助金につきましては、原発事故の警戒区域等からの避難者の利用者負担分及び保険料の免除分に対する補助金でございます。

続きまして、次のページ、257・258ページでございます。

一番上でございます。介護保険事業につきましては、本年4月からの消費税アップに伴うシステム改修費に対して、補助率2分の1で補助があったものでございます。

次に、支払基金交付金です。これは2号被保険者相当分でありまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付でございます。

介護給付費現年度分につきましては、介護給付費の29%を負担するものでございます。

地域支援事業支援交付金現年度分につきましても、地域支援事業の29%でございます。

次に、県支出金でございます。

公費負担の県負担分につきましては、介護給付費に対しまして施設が17.5%、それ以外は12.5%という県の負担割合によりまして交付されるものでございます。

地域支援介護予防事業交付金現年度分につきましては、先ほど国の負担金で申し上げた地域支援事業のうちの二次予防対象者把握事業等の事業への交付金でございます。12.5%でございます。

次に、地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分につきましても、先ほど申し上げました国と同様でございます。地域包括支援センター人件費、運営費等を対象に、交付割合が19.75%でございます。

次に、財産収入でございます。介護保険支払準備基金に係る利子分でございます。

次に、一般会計繰入金でございます。

介護給付費繰入金につきましては、介護給付費に対しまして市の負担割合分12.5%分を繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。259・260ページでございます。

地域支援介護予防事業繰入金につきましては、地域支援事業の二次予防対象者把握事業をはじめ、各介護予防事業対象に市負担分12.5%でございます。

同じく、地域支援包括的支援・任意事業繰入金につきましても、市の負担分といたしまして19.75%分の繰り入れでございます。

次に、その他一般会計繰入金でございます。

介護保険事業職員給与費等繰入金につきましては、高齢福祉課職員の給与費等の繰り入れでございます。

認定審査会事務費繰入金につきましては、介護認定審査会事務費分の繰り入れでございます。

認定調査等事務費繰入金につきましては、これも認定調査等事務費分の繰り入れでございます。

その他一般会計繰入金につきましては、介護保険事務費、賦課徴収事務費などの経費の繰り入れでございます。

次に、介護保険支払準備基金繰入金につきましては1,353万7,210円につきましては、介護給付費及び地域支援事業における1号被保険者保険料の不足分、財政調整交付金の負担分の不足のために同基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次に、介護保険事業繰越金につきましては、平成24年度に概算交付された国庫支出金等について返還金として、平成25年度に精算するための繰り越ししたものでございます。

次に、諸収入でございます。

第1号被保険者延滞金につきましては140件分でございます。

次に、介護保険事業者加算金でございます。139万2,021円につきましては、茨城県の監査の結果、牛久市内の事業所が龍ヶ崎市内で行った介護事業について、介護給付費の不正受給が発覚をしまして、事業所指定の取消処分となった事例でございます。介護保険法の規定に基づきまして、返納金と合わせ、返納金の100分の40、40%を加算金として請求したものでございます。加算金の総額は601万6,188円でございます。残額は、平成26年度以降、返納予定ということでございます。

次に、介護保険事業歳計現金運用利子につきましては2万1,859円ということでございます。

次のページでございます。261ページ、262ページでございます。

介護保険事業返納金につきましては、2事業者からのものです。一つは、加算金のところでご説明しました事業所でございます。平成25年度は330万3,580円の返納でございます。もう一つの事業者につきましても、13万1,474円でございますが、この事業所についても県の監査で指摘されたものでございますけれども、事業所の取消処分にはならなかったということで、加算金の請求は行っていないという事例で、2事業者からの返納金でございます。

次に、介護保険被保険者返納金につきましては、高額介護サービス給付費の過大請求分の精算ということでございます。

次に、雑入でございます。

情報公開文書複写料につきましては、介護認定審査会の資料として主治医の意見書等の複写を提供したものでございます。

健康教室等参加者負担金につきましては、元気アップ貯筋講座の参加者負担金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、263・264ページでございます。歳出でございます。

まず、総務費です。

100番、職員給与費（介護保険総務管理）は高齢福祉課の6名分の人件費でございます。

200番、介護保険事務費でございますけれども、保険証の交付など、介護保険業務全般の共通経費でございます。報償費につきましては、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会の委員の報償でございます。13委託料では、システムの保守及び消費税率改正に対応するシステム修正を行っております。14番、使用料及び賃借料につきましては、マスター使用料、システムリース料でございます。

次に、徴収費でございます。

300番、職員給与費（介護保険徴収）は高齢福祉課2名分でございます。

400番、介護保険賦課徴収事務費につきましては、介護保険料の賦課徴収に要する経費でございます。納入通知書の発行送付などの経費のほか、役務費手数料につきましては特別徴収に係る国保連への手数料、口座振替に係る銀行への手数料でございます。18番、備品購入につきましては、国保連との給付や高額処理のデータのやりとりのため、購入したものでございます。

次に、介護認定審査会費でございます。

500番、介護認定審査会事務費につきましては、認定審査会開催にかかる事務経費でございます。

265・266ページをごらんいただきたいと思います。

審査会につきましては、3合議体で行われております。委員数は合計で21名、平成25年度は合計で114回開催をされております。報酬745万1,600円につきましては、審査会の委員報酬でございます。

続きまして、600番、職員給与費（介護認定調査）につきましては、高齢福祉課2名分

でございます。

次に、700番、認定調査費事務費につきましては、認定調査及び要介護認定業務にかかる事務経費であります。報酬は認定調査員嘱託職員3人分の人件費でございます。12役務費、手数料については主治医意見書の作成手数料でございます。13委託料については、要介護認定調査の外部委託といたしまして、70ほどの事業所に委託をしております。認定申請者と面接し、心身の状況を直接調査し、調査報告を受けるものでございます。

次に、800番、介護保険趣旨普及費については、介護保険制度周知のためのパンフレットの購入、印刷でございます。

次に、保険給付費でございます。全体額を見ていただきたいと思います。全体の支出済額は39億6,345万1,482円で、対前年度比で5.4%の増となっている状況でございます。

続きまして、900番、居宅介護サービス給付費です。前年度比で6.93%の増となっております。内容としましては要介護1から5の方のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付でございます。

次に、1000番でございます。地域密着型介護サービス給付費につきましては、前年度とほぼ同額となっております。内容は要介護1から5の方のグループホームに対する給付でございます。グループホームにつきましては市内に4カ所ございます。

続きまして、次のページです。267・268でございます。

1100番、施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への給付であります。前年度比で3.82%の増額となっております。

次に、1200番、居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護1から5の方の入浴補助用具等の介護福祉用具の購入に対する助成であります。139の方が利用されております。

次に、1300番、居宅介護住宅改修費につきましては、要介護1から5の方の手すり設置、段差解消等の住宅改修費に対する助成であります。108の方が利用しております。

続きまして、1400番、居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護1から5の方のケアプラン作成費の給付でございます。

次に、介護予防サービス等諸費でございます。

1500番、介護予防サービス給付費につきましては、要支援1・2の方のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付でございます。前年度比で14%の増額となっております。

次に、1600番、地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、要支援1・2の方のグループホームに対する給付でございます。

1700番、介護予防福祉用具購入費につきましては、要支援1・2の方の入浴補助用具等の介護福祉用具の購入に対する助成であります。31の方が利用しております。

続きまして、269ページ、270ページでございます。

1800番、介護予防住宅改修費につきましても、要支援1・2の方の手すり設置、段差解消等の住宅改修費に対する助成であります。39の方が利用しております。

1900番、介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援1・2の方のケアプラン作成費の給付でございます。

2000番、介護保険審査支払手数料につきましては、介護報酬の審査手数料でございます。国保連への支払いでございます。

続きまして、2100番、高額介護サービス費につきましては、要介護1から5の方の1カ月当たりの利用者負担額が所定の限度額を超えたときに、超えた分について給付するものであります。6,915件分でございます。

2200番、高額介護サービス費につきましては、要支援1・2の方の1カ月当たりの利用限度額に対する給付でございます。51件分でございます。

2300番、高額医療合算介護サービス費につきましては、要介護1から5の方の医療、介

護の1年分の自己負担額の合計が国の定める限度額を超えたときに、超えた分について給付されるものであります。228件分でございます。

続きまして、271ページ、272ページでございます。

2500番、特定入所者介護サービス費につきましては、要介護1から5の方の介護保険施設ショートステイ利用者の居住費、食費について、低所得の方は所得に応じて自己負担額の限度額が設けられております。この限度額を超えた部分について給付されるものでございます。

続きまして、2600番、特定入所者介護予防サービス費につきましては、ただいま申し上げた2500番の事業で対象者が要支援1・2の方への給付でございます。

次に、地域支援事業費であります。

2700番、二次予防対象者把握事業につきましては、65歳以上の高齢者を対象として、国が定めたチェックシートを送付し、二次予防対象者の可能性があるかと判断された方に結果及び介護予防講座の紹介を行っております。平成25年度は北部・東部地区の6,313人が対象としまして、回収のほうは4,361人、このうち二次予防対象者971人という結果でございます。13委託料の基本チェックリストにつきましては、集計及びデータ分析に係る委託でございます。

続きまして、2800番、通所型介護予防事業でございます。報酬につきましては、口腔ケアの事業としてお口の健康講座を実施しております。その医師、歯科衛生士への報酬でございます。当講座は、元気サロン松葉館、長戸コミュニティセンターの2会場で実施をし、歯科衛生士が指導を行っております。13委託料、生きがい活動支援通所事業につきましては、市の単独事業として行っているものでございまして、介護保険施設等に委託をしまして、二次予防対象者がリハビリトレーニングを施設で実施し、そういったものを指導するものでございます。

続きまして、3000番でございます。介護予防普及啓発事業でございます。報償費は健康ウォーキング講座、介護予防講座などの各種講座の講師謝礼でございます。

273ページ、274ページをご覧いただきたいと思っております。

13の委託料でございます。これにつきましては、元気サロン松葉館の運営について社会福祉協議会への委託でございます。

次に、3100番、地域介護予防活動支援事業につきましては、報償費としてシルバーリハビリ体操3級指導士の養成講座の講師謝礼でございます。

3200番、げんきあっぷ！応援事業につきましては、報酬につきましては看護師の報酬でございます。報償費はチューブ体操普及員研修会の講師謝礼でございます。委託料の健康運動指導事業につきましては、株式会社オークスベストフィットネスというところに、元気アップ運動講座を委託したものでございます。

続きまして、包括的支援・任意事業費でございます。

3300番、職員給与費（介護包括支援）につきましては、高齢福祉課職員4名分でございます。

3400番、地域包括支援センター運営費につきましては、報酬は窓口嘱託職員1名分の報酬でございます。14番、使用料及び賃借料につきましては、訪問用車両2台分のリース料でございます。

275ページ、276ページでございます。

19番、負担金、補助金及び交付金、これの負担金でございますけれども、社協から出向している職員3名分の給与費でございます。

続きまして、3500番でございます。総合相談事業につきましては、在宅介護支援センター運営事業を3法人に委託しているものでございます。地域の在宅高齢者及び家族から総合的な相談に応じるとともに、高齢者の実態把握調査を行っております。

次に、3600番、家族介護支援事業につきましては、在宅で要介護者を介護する方に対し、支援するものでございます。報償費、賞賜金につきましては、1名の方に介護慰労金を交

付したものでございます。20番、扶助費につきましては、紙おむつなどの介護用品購入に対する助成金でございます。

3700番、自立生活支援事業につきましてです。13番、委託料、食の自立支援事業は在宅のひとり暮らし高齢者に対しまして配食サービスを実施するものでございます。配達業務、調理義務、それぞれ委託をしております。実績といたしましては、345名の方に3,429食を配食しております。補助金につきましては住宅改修費支給申請書作成の代行手数料として、居宅介護支援事業者等に補助するものでございます。9件分でございます。

次に、基金積立金であります。第1号被保険者保険料の余剰分として、介護保険支払準備基金に積み増しするものでございます。

ここで、327ページ、328ページをご覧いただきたいと思えます。

基金の状況の一覧表があろうかと思えます。12番、介護保険支払準備基金につきましては、先ほどもご説明いたしました1,353万7,210円について取り崩し、ただいまの89万1,912円を積み立てまして、年度末で8,090万6,083円の基金残高となっております。

またお戻りいただきたいと思えます。

諸支出金でございます。

3900番、第1号被保険者保険料還付金につきましては、死亡、転出、所得更正等による還付金でございます。

4000番、国庫支出金等返還金につきましては、平成24年度概算で交付されていた補助金等について精算による返還金でございます。

最後になりますが、277・278ページでございます。

4150番、利用者負担額軽減支援事業につきましては、原発事故の警戒区域等からの避難者の介護サービス利用に係る利用者負担分の助成でございます。対象者は1名で、全額国庫補助の対象となっております。

以上でございます。

山形委員長

ありがとうございました。

説明は終わりましたけれども、吉田保険年金課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

先ほど近藤委員から適用件数についてのご質疑がございました。改めましてご答弁させていただきます。

一般につきましては7,502件、退職につきましては485件となっております。

以上でございます。

山形委員長

先ほど説明ありました内容について質疑ございませんか。

近藤委員。

近藤委員

1点だけお願いいたします。

決算書268ページ、下から2段目の地域密着型介護予防サービス給付費であります。決算額は159万14円になっていますが、当初予算は274万9,000円です。前年度、平成24年度を見てみますと、当初予算が279万円で、補正をしまして100万円減じています。予算額としては179万円なんです、執行はゼロという形です。この先ほど部長からもご説明ありましたけれども、要支援1・2のグループホームの関係の費用、給付だということな

んですけれども、今、見てきたように予算を立てるんですけども、その当初の予算を執行するところまでいかない。とりわけ平成24年度はゼロということなんですけれども、25年度については、この159万14円で決算をしておりますけれども、どんな状況であったのかお聞かせください。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
すみません。どんな状況というのは、入所されている方の状況ということでございましょうか。

山形委員長
近藤委員。

近藤委員
当初予算で270万ほど組んでいて、結果的には159万ですか、そういうふうになっていた、24年度についてみれば補正をしていながら執行ゼロということなんですけれども、どうしてそういうような数字が出てくるのかなという疑問があるものですからお聞かせください。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
ちょっとこれ調べさせてください。すみません。

山形委員長
近藤委員、いいですか。
伊藤委員。

伊藤委員
国保と同じような質問になってしまうんですが、収納率とか被保険者数は出ましたので、その滞納者数と、その対応と、その滞納理由についてお伺いします。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
お答えいたします。
平成25年度滞納者の数でございますけれども、543人ということでございます。理由なんですけど、これは65歳から年金に切りかえるわけなんですけれども、徴収に変わるわけなんですけれども、その部分でもう自動的に年金から天引きされるんだというふうに勘違いして、そのままにしてしまう方も中にはいらっしゃるようです。それと、やはり生活が苦しい状況で保険料のほうの納付までが困難だというようなことも話を聞いております。あと、この制度に対する、やはり国保のほうでもお話がありましたが、やはり必要ないという制度に対する不満といいますか、そういったことを持っていらっしゃる方も多いようでございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員
わかりました。
なかなか生活が年金暮らしということでは大変なことなんだというふうに思います。
それで、加入者数1万8,068人とあったんですけども、それでは、実際に利用しているは何人ぐらいいるんですか。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
平成26年3月末現在で1号被保険者は1万8,068人でございます。そのうち要介護認定、サービスを利用している方でございますけれども、1,904人でございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員
わかりました。
まだまだ利用というところでは、やはりしっかり利用できることがいいのかなというふうに思います。
それで、滞納しているとペナルティーみたいなものがあると思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
お答えいたします。
1年以上未納の方ですと、一旦事業所のほうに10割お支払いをいただいて、後日窓口のほうで9割を戻すと、お返しするという償還払いのほうということになっております。
以上でございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員
それが何人ぐらいいるんですか。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
現在のところはゼロでございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。よかったです。

あと1点ですが、審査の期間なんですけれども、どれぐらいかかるんでしょうか。実は、重病の人で、もう間に合わないというときがあるので、その融通性というのがきくのかどうかということだけ、1点だけ。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

認定審査会における審査の融通といいますか、短期間のあれですか。通常、どうしても調査とか、それから、医師の意見書を書いてもらうのに時間を要します。ですから、大体おおむね30日ぐらいはかかってしまうということでございます。あとは、融通というわけではないんですけれども、大体審査にかかるまでが資料の準備の期間で1週間から10日ほど準備を要します。その期間の中で多少、事務的に早めると、あるいはそのことは可能かなと、場合によっては可能かなというふうに考えます。

以上でございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

実は、がん患者の場合、容態が急変する。介護認定も受けられて、容態が急変することがあるんですよ。そのときに、なかなか早く使えないというところでは、やはり重大な支障が出るので、そういった場合については十分考慮してほしいなと思うんですけれども。

山形委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

窓口のほうで相談を受けられる場合もございますし、また、ケアマネジャーのほうからそういったお話も実際ございます。実際、そういった場合には、いろいろ状況をお話しをしまして、個別に対応をさせていただいているということでございます。

山形委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

山形委員長
ほかにございませんか。

【な し】

質疑なしと認めます。

本日の会議時間を延長いたします。

続きまして、議案第21号 平成25年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

ご説明いたします。

当事業会計につきましては、障がい児の療養を実施しております、つぼみ園の運営に関する特別会計でございます。

はじめに、つぼみ園の概要を申し上げます。

平成26年3月1日現在の登録児童数でございます。108人となっております。前年と比較をいたしまして15人増となっております。そのうち未就学児が62人ということで、前年49人を大幅に上回っているという状況でございます。

それでは、ご説明をいたします。

282・283ページをお願いいたします。

1番、サービス事業収入でございます。

障がい児通所支援事業収入でございます。当事業におきましては、1割が自己負担、9割が公費負担となっております。この公費部分の収入でございます。市からの収入でございます。

次に、2番、障がい児通所支援事業自己負担金、これにつきましては1割分でございます。

次に、繰入金でございます。

一般会計繰入金、障がい児支援サービス事業給与費等繰入金ということで、歳入と歳出の差額、主に人件費になりますけれども、そちらに充当するものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度の繰越金分でございます。

諸収入につきましては、歳計現金の利子199円ということでございます。

障がい児園外活動負担金につきましては、スポーツ安全保険の加入負担金でございます。1人当たり400円で40人分でございます。

続きまして、次のページ、284・285ページでございます。

歳出の総務費で、職員給与費につきましては職員3人分でございます。

続きまして、200番、障がい児通所支援事業でございます。主なものといたしまして報酬、非常勤職員報酬につきましては、療育指導員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士及び嘱託医師の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては、保育指導員3人分の報酬でございます。その他につきましては、つぼみ園の運営に係る事務的経費でございます。

以上でございます。

山形委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ありませんか。

深沢委員。

深沢委員

すみません。このつぼみ園に今、通所している各障がい児の障がい別の人数をちょっと教えてください。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

すみません。先ほど部長が26年3月1日、108人という人数でお知らせしましたけれども、卒園、あるいは新しく入る方いらっしゃいまして、これは8月1日の人数で106名、若干減っているんですが、2人ほど、という人数でお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、広汎性の発達障がいをお持ちの方及びその疑いのあるお子さんですね、これが60名、それから、精神運動発達の遅滞のあるお子さん7名、ダウン症のある方13名、その他26名というような内訳になっております。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

言語とか作業療法士等々、いろいろな先生方いらっしゃっているんですけども、その通所している子どもたちに合う十分な人数なのでしょうか。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

ここですね、数カ月、今年度に入りまして登録の児童数が増えておる現状がございます。それで、先ほどの専門の先生方、それぞれ1カ月に対応できる人数、児童というのは決まっております。言語の関係で25人ぐらい、作業療法士の関係で18人、心理で25人、理学で8人、そのぐらいが1カ月に対応できる人数ということでなっております。

それで、現状としましては言語と作業療法士の診療を受けているお子さんは、2カ月から約3カ月に一度のペースで受けております。ただ、それが多いのか少ないのかというようなことは、ちょっと私どもでも最終的に判断はしかねる部分もあります。お子さんによっても違ってくるというような部分もがございます。しかしながら、保護者の方々からはもっと受けたいというようなご要望も多少ございます。その場合に、入れるものであればキャンセル等もございますので、そこで入っていただいたりというような工夫はしているのが現状でございます。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

やはり言語を受けている方がかなり多いみたいなんですよ。その言語をもっと受けたいとか、いろいろなご要望もありますので、またご検討いただいて、その辺がもうちょっと増やせるのかどうかよくご検討していただきたいなと思いますので、よろしく願います。

あと、入所の件なんですけど、あと何人ぐらいは可能でしょうか。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

今、申したように個別の養育についてはそういう状況でございますので、あと何人という人数についてはちょっと出せないかなと。今、委員のほうからも要望的なお話がございましたけれども、各専門の先生方の都合も当然でございます。何日おいでいただけるのか、その辺も先生方と相談をしながら、できる限りということやってはいきたいというふうに考えております。

また、集団の療育、つぼみ園につきましては療育が主で、この個別と集団両方でやっております。集団については日によって、曜日によってはばらつきが非常に多くあります。それと、障がいの程度によっても何人受け入れられるかというようなものも、ちょっとそのときによって違ってまいります。ただ、10名ぐらいは受け入れが可能だと思います、集団療育については。今、現状として多い日でも7人ぐらいなので、それより少ない日もかなりありますので、受け入れはある程度できるというふうには考えております。

山形委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

つぼみ園が本当によくやっていたというお母様方のお話もよく聞きますので、これからもぜひよろしく願いいたします。

以上です。

山形委員長

ほかにございませんか。

油原委員。

油原委員

深沢委員の質問に水差すようで申しわけないんですけども、基本的に、こう見ると人件費以外はもう自立をしているんであろう。やはり需要として軌道に乗った以上、民間でもこういう形ではもう事業実施するわけでありますから、やはりこういう事業はもう民間化なんだろうというふうに思います。民間との違いというのは、やはり理学療法士とか、そういうのをやっているのを専門的な療育をすると。ただ、これは民間がやれば、そこに補助金を出して、そういう人を雇っていくというようなこと、やはりそのほうが基本的には民間活用のほうがサービスがより充実してくるんだろうというふうに思いますけれども、そういう考え方についてお答えをいただきたい。

山形委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

油原委員の申されたとおり、民間でできる事業所があれば、それも一つの考えであろうというふうには考えております。ただ、今、現状の中ではなかなか民間で児童デイサービスですか、これを行っている事業所はございますけれども、この療育に特化した事業ということで行っている事業所は、龍ヶ崎市には今現在ではないのかなというふうに思っております。

今後につきましては、今おっしゃられました業務の委託等を含めまして、今後のつぼみ園のあり方、これを検討していきたいというふうには考えております。この先、どうする

のかというのは、ちょっと先の話かなと、今の現時点では思っております。
以上でございます。

山形委員長

ほかにありませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第22号 平成25年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

ページ289・290ページをごらんいただきたいと思います。

はじめに、被保険者数について申し上げます。平成25年度、7,480人、24年度が7,273人ということで、伸び率2.8%という状況でございます。

それでは、説明に入ります。

後期高齢者医療の保険料でございます。全体で見ると、調定額が4億5,316万6,000円、収入済額が4億4,675万7,100円ということで、収納率は98.59%でございます。前年度が98.48%ということで0.1ポイント増ということでございます。次に、不納欠損でございますけれども、18人の方が対象となっております。

続きまして、使用料及び手数料であります。督促手数料でございます。1,183件でございます。

次に、繰入金でございます。内容でございますが、療養給付費の12分の1、これが市の負担分となるところでございます。その額4億6,766万4,469円のほか、人件費、事務費等の繰り入れでございます。

次に、保険基盤安定繰入金でございます。一般会計でも触れましたが、低所得者に対する保険料軽減に対する県補助4分の3の補助率、7,159万687円を一般会計で受け入れまして、これに市負担分4分の1を加えた額を繰り入れたものでございます。

次に、繰越金でございます。これにつきましては県の広域連合におきましては3月末で会計を締めることから、前年度の4月から出納閉鎖期間内に納められた保険料については平成25年度に繰り越すというような形の繰越金でございます。

次に、諸収入でございます。延滞金については37件分でございます。

次に、還付金につきましては、保険料の更正に伴い広域連合から歳入となったものでございます。

続きまして、次のページです。291・292ページでございます。

歳計現金の利子につきましては3,857円ということでございます。

次に、後期高齢者健康診査受託料につきましては、75歳以上の健診実施について広域連合のほうから委託されているものでございます。集団健診、医療機関健診に係る経費及び事務費について広域連合からの歳入でございます。

次に、雑入、団体支出金でございます。後期高齢者医療広域連合特別対策補助金につきましては、人間ドック、脳ドックに対しての補助分でございます。

2番、後期高齢者医療広域連合納付金精算金につきましては、平成24年度納付金の精算による返還分でございます。

続きまして、歳出でございます。次のページ、293・294ページでございます。

総務費、100番、職員給与（後期高齢者医療医療総務管理）につきましては、保険年金課職員2名分でございます。

200番，後期高齢者医療費事務費でございます。主なものとしまして役務費，通信運搬費，これにつきましては保険証等の郵送費でございます。委託料，使用料及び賃借料につきましては，システムの保守及びシステムのリース料でございます。

次に，徴収費です。職員給与費につきましては，保険年金課1名分でございます。

続きまして，400番，後期高齢者医療保険料徴収事務費でございます。主なものとしまして役務費，通信運搬費は保険料の決定通知書でございます。委託料につきましては，納入通知書等の作成及び封入・封緘でございます。

次に，後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

次のページ，お願いいたします。事務費納付金につきましては，広域連合事務局の共通経費に係る市負担分でございます。次に，保険料等納付金につきましては，歳入の保険料，延滞金，保険基盤安定の部分の歳出でございます。療養給付費納付金につきましては，市が負担すべき療養給付費の12分の1分でございます。

次に，600番です。後期高齢者健康診査事業でございます。広域連合からの受託事業でございます。委託料，後期高齢者健康診査につきましては，集団健診及び医師会加盟の医療機関健診に係る委託費でございます。実績を申し上げますと，集団健診につきましては758人，医療機関健診につきましては75人の実績でございます。

続きまして，700番，人間ドック助成費でございます。市と契約している医療機関自体の健診額の2分の1，上限2万円を補助する事業でございます。実績を申し上げますと，人間ドックについては115件，脳ドックが15件という実績でございます。

800番，保険料の還付金につきましては，各被保険者への還付でございます。

以上でございます。

山形委員長

ただいま説明された内容について質疑ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

1点だけ，滞納者にかかわるペナルティーがあるかどうか。

山形委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

滞納された方へのペナルティーというのはございません。

山形委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。ありがとうございました。

山形委員長

ほかにございませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

続きまして，議案第23号 平成25年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

についてご説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

当事業につきましては、居宅介護予防支援事業所の指定を受けた地域包括支援センターの会計処理ということでございます。

決算書の300・301ページをごらんいただきたいと思います。

まず、サービス収入でございます。

介護予防サービス計画費収入につきましては、介護保険給付を財源としております。市からの収入でございます。

続きまして、繰入金につきましては、歳入歳出の差額分の繰り入れでございます。

続きまして、歳計現金運用利子につきましては163円という状況でございます。

次のページお願いいたします。302・303ページでございます。

歳出でございます。

100番、職員給与費（介護サービス総務管理）につきましては、包括支援センター職員1名分の給与でございます。

次に、200番、居宅介護予防支援サービス費でございます。委託料、ケアプラン作成につきましては、地域包括支援センターで直接ケアプランを作成するほかに、一部を居宅介護支援事業所に委託しております。その委託料が1,072万2,310円でございます。実績を申し上げますと、新規で141件、継続については2,437件という実績でございます。

以上でございます。

山形委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ありませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、健康福祉委員会所管事項について説明と質疑を終了いたします。

本日の決算特別委員会はこの程度にとどめ、9月17日午前10時に決算特別委員会を再開し、環境生活委員会所管の説明と質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。